

7 高私助第17号
令和7年12月12日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

田 煙 磨

令和7年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費
(私立高等学校等施設高機能化整備費)）の追加事業募集について（通知）

日頃より、私立学校施設整備にご尽力いただきありがとうございます。

私立学校施設整備費を含む「令和7年度補正予算案」については、令和7年11月28日に閣議決定されたところです。このことを受け、令和7年度における標記事業について、下記のとおり追加の事業募集を行います。

応募に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を作成し提出してください。

なお、今回の事業募集については、令和7年度補正予算の成立をもって実施されるべきものですが、施設整備事業の円滑な実施のため、予算成立前に募集を行うものです。このため、予算の審議状況等によっては、本募集内容等に変更があり得ることを申し添えます。

記

事業募集

交付決定日（令和8年2月中旬予定）以降に着手し、令和7年度内に完了する以下の事業
が募集対象です。

※交付決定日については、契約希望時期に間に合うよう調整を予定していますが、財務省との調整により、時期に変更が生じる可能性があります。

1. 募集対象事業

（1）高機能化整備事業

- ア 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内LAN整備のみ）
- イ 校舎等のバリアフリー化整備

(2) 防災機能強化施設整備事業

- ア 耐震補強工事 ※耐震診断のみの事業も対象
- イ 非構造部材の耐震対策 ※耐震点検のみの事業も対象
- ウ 防災機能強化事業
- エ 防犯対策
- オ アスベスト対策
- カ 耐震改築工事 ※令和8年度末まで延長

(3) 施設環境改善整備事業（空調（熱中症対策））

2. 事業募集時の要件

募集対象事業のうち、校内 LAN 整備及び施設環境改善整備事業については、事業に応募する学校法人が設置する全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が、以下に記載する応募要件（1）又は（2）のいずれか一方でも満たしていない場合には、事業に応募することはできません。

[応募要件]

（1）耐震化率（※）が、令和6年度末時点で94.6%未満の場合には、原則として耐震補強工事（耐震診断のみの事業を含む）又は、耐震改築工事に応募していること。

当該条件を満たすことができない特段の理由がある場合には、構造体の耐震化について、令和10年度までに完了させることを学校法人として決定していること（機関決定資料の提出が必要）。

（2）屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が、令和6度末時点で未完了（落下防止対策実施率（※）が100%未満）の場合には、原則として屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策（耐震点検を含む）に応募していること。

当該条件を満たすことができない特段の理由がある場合には、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、令和22年度までに完了させることを学校法人として決定していること（機関決定資料の提出が必要）。

※ 耐震化率及び落下防止対策実施率は、「令和6年度私立高等学校等の実態調査について（依頼）」（令和6年5月16日付け事務連絡）の記入要領等に基づき算出してください。（同一法人が設置する幼稚園や大学等は含まない。）

3. 補助金額について

・補助金額 事業費の1／3以内 ※一部1／2以内（別添参照）

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高度化整備費））交付要綱（以下、「交付要綱」という。）等において補助事業費の上限額（別添参照）が設定されていない場合、1事業あたりの上限額は、予算の範囲内で調整することができます。

4. 計画調書等の提出方法等

(1) 提出書類

計画調書等については、別添の「令和7年度 計画調書等 作成要領」に基づき、指定の様式等で作成し、(2)に記載の提出先 URL からアップロードする形式で提出してください。

アップロードが難しい場合には、メールにより助成第二係 (josei2@mext.go.jp) へ提出いただく形式でも結構です。

※Zip化せず、複数ファイルを一度にアップロードしてください。

※一度提出した後に修正等により差替えが必要となった場合は、アップロードを行わずメールにより提出してください。

(2) 提出期限及び提出先 URL

提出期限：令和8年1月15日（木）

提出先 URL：<https://mext.ent.box.com/f/5a43393ef4e54214b9f261d7990c8fc2>

今回の募集にあたっては、事業の実施期間を確保するため、例年の募集よりも更に速やかな交付決定の実現に向け、短期間での資料提出にご協力を願います。

なお、提出期限までに必要書類の提出が困難な場合には、受付出来ない場合があります。

(3) 各都道府県の応募事業を確認するため、都道府県担当は所轄の私立高等学校等の応募事業をとりまとめ、【追加募集分】様式1（令和7年度 私立高等学校等施設高機能化整備費申請一覧）を作成し、計画調書等と併せてご提出くださいようお願いします。

5. 留意事項

(1) 応募に係る各種資料の提出は、所轄の都道府県を経由して提出してください。都道府県を経由せず文部科学省へ直接資料を送付した場合、受理しません。

(2) 交付決定日以降に着手し、令和7年度内（令和8年3月31日まで）に完了する事業が補助対象となります。

なお、交付決定後に生じたやむを得ない事由により、事業完了が交付決定年度の翌年度となる場合には、各都道府県において各地域を管轄する財務局等と調整の上、繰越手続きを行ってください。

※必ずしも繰越が承認されるとは限りません。

※明許繰越及び事故繰越の事由については以下 URL を参照ください。

<https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r6guidebook.html>

(3) 補助事業の業者選定については、適正性及び透明性が求められますので、交付要綱第10条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」に従い、原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定してください。

入札によることができないやむを得ない事由（契約金額が少額の場合等）がある場合には、3者以上の業者による見積を徴取してください。

なお、原則として、指名競争入札又は見積の徵取において、辞退した業者を3者の中に含めることは認めないため、指名競争入札において辞退者が生じた場合であっても3者以上の競争等となるよう多くの業者を指名する等の工夫を行ってください。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分）を行う場合には、事前に文部科学大臣の承認が必要となります。

(5) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報を除き、公開の対象となります。

(6) 各都道府県においては、学校法人から提出のあった計画調書等の資料に不備等がないか、必ず事前にご確認願います。

[送付資料]

- ・令和7年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））の追加事業募集について（通知）〔本通知文〕
- ・計画調書様式
- ・過去に会計検査院に指摘された事例
- ・建築工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項
- ・（参考資料）私立学校の防災機能強化等（令和7年度補正予算案）

[参考（適用法令等）URL]

- ・[補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）](#)
- ・[補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）](#)
- ・[私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱（平成13年4月1日文部科学大臣裁定）](#)

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係
TEL：03-5253-4111（内線2746）
Mail：josei2@mext.go.jp

別添

○私立学校施設整備における各事業の補助対象事業経費の下限額及び上限額(小学校～高校等)

対象学校:小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(前期課程、後期課程)、
特別支援学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部)

…募集対象事業

補助対象事業		下限額	上限額
施設高機能化整備事業	① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事	・教室の情報化に関連した校内LAN整備 ・情報教室、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事	1校あたり 250万円以上 1校あたり 1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)
	② 特別教室及び多目的室、図書室の整備		1校あたり 1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)
	③ 校舎等のバリアフリー化整備		1校あたり 300万円以上
	④ カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備		1校あたり 400万円以上 (改造費が300万円以上)
防災機能強化施設整備事業	⑤ 耐震補強工事		1校あたり 400万円以上
	⑥ 非構造部材の耐震対策工事	なし	1校あたり 2億円以下
	⑦ 防災機能強化事業	・備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災施設の整備、⑤と一緒に整備する自家発電設備	なし
		・自家発電設備の単体整備	1校あたり 200万円以上
防災機能強化施設整備事業	⑧ 安全管理対策(防犯)【補助率1/3】		1校あたり 400万円以上
	安全管理対策(防犯)【補助率1/2】 対象学校:小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校		1校あたり 100万円以上
	⑨ 安全管理対策(アスベスト)		なし
	⑩ 耐震改築工事		なし
エコキャンパス推進事業	⑪ 津波移転改築工事		なし
	⑫ 特別支援学校の老朽改築工事		なし
	⑬ 新エネルギー活用型	1校あたり 1,000万円以上	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下
	⑭ 省エネルギー型・省資源型 ※照明設備のLED化	1校あたり 1,000万円以上	
施設環境事業改善	⑮ 木材利用型	1校あたり 1,000万円以上	
	⑯ 緑化推進型	・建物緑化	1校あたり 500万円以上
		・屋外緑化	1校あたり 500万円以上
		・グラウンド芝生化(暗渠排水、表面排水、芝張り等を一体で整備するものを対象)	1校あたり 2,000万円以上
施設環境事業改善	⑰ トイレ改修工事	1校あたり 200万円以上	1校あたり 2億円以下
	⑱ 空調設備等工事	1校あたり 200万円以上	1校あたり 2億円以下

※1 耐震診断費のみの事業については、下限額と上限額はなし。

※2 非構造部材の耐震点検費のみの事業については、下限額と上限額はなし。

令和7年度 計画調書等 作成要領

目 次

1 補助対象範囲・事業対象経費の原則	…5P
1-1 補助対象範囲	
1-2 補助対象経費	
1-3 構造体の耐震化率等に係る応募制限	
2 事業応募単位	…6P
3 計画調書等作成上の注意事項	…6P
3-1 様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/8-1/9-1/10-1] の共通事項	
3-2 様式 [2-2/3-2/4-2/5-2/6-2/8-2/9-2/10-2] の共通事項	
3-3 採択理由書	
3-4 工事予定施設の配置図・平面図（様式自由）	
3-5 入札の結果が分かる書類又は見積書の写し	
3-6 補助対象内外の算定根拠資料	
3-7 構造体の耐震化率等の考え方	
3-7-1 構造体の耐震化率	
3-7-2 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率	
3-7-3 指定避難所等のバリアフリー化	
4 計画調書等の提出方法	…11P
4-1 提出形式	
4-2 提出方法	
5 施設高機能化整備事業	…12P
5-1 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内LAN整備）	…12P
5-1-1 応募書類	
5-1-2 補助対象経費	
5-1-3 補助対象外経費	
5-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
5-1-5 計画調書等作成上の注意事項	
5-2 校舎等バリアフリー整備	…13P
5-2-1 応募書類	

- 5-2-2 補助対象経費
- 5-2-3 補助対象外経費
- 5-2-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額
- 5-2-5 計画調書等作成上の注意事項

6 防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事を除く） …14P

6-1 耐震補強工事 …14P

- 6-1-1 応募書類
- 6-1-2 補助対象経費
- 6-1-3 補助対象外経費
- 6-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額
- 6-1-5 計画調書等作成上の注意事項

6-2 耐震診断 …18P

- 6-2-1 応募書類
- 6-2-2 補助対象経費
- 6-2-3 耐震診断方法の適用
- 6-2-4 補助対象外経費
- 6-2-5 補助率と補助対象経費の上限額・下限額
- 6-2-6 計画調書等作成上の注意事項

6-3 非構造部材の耐震対策 …20P

- 6-3-1 応募書類
- 6-3-2 補助対象経費
- 6-3-3 補助対象外経費
- 6-3-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額
- 6-3-5 耐震点検の参考資料
- 6-3-6 計画調書等作成上の注意事項

6-4 非構造部材の耐震点検 …21P

- 6-4-1 応募書類
- 6-4-2 補助対象経費
- 6-4-3 補助対象外経費
- 6-4-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額
- 6-4-5 計画調書等作成上の注意事項

6-5 防災機能強化事業 …22P

- 6-5-1 応募書類
- 6-5-2 補助対象経費
- 6-5-3 補助対象外経費
- 6-5-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

6 – 6 安全管理対策（防犯対策）	…23P
6-6-1 応募書類	
6-6-2 補助対象経費	
6-6-3 補助対象外経費	
6-6-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
6 – 7 アスベスト対策工事	…24P
6-7-1 応募書類	
6-7-2 補助対象経費	
6-7-3 補助対象外経費	
6-7-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	
7 耐震改築工事	…25P
7 – 1 事前相談	…25P
7 – 2 応募書類	…26P
7 – 3 補助対象要件	…26P
7-3-1 改築（解体）対象となる既存建物	
7-3-2 新棟の整備場所に関する条件	
7-3-3 新棟の建築計画に関する条件と補助対象範囲	
7-3-4 補助対象範囲の条件とその面積	
7-3-4-1 建物用途による条件	
7-3-4-2 新棟を使用する学校による条件	
7-3-4-3 解体建物が複合用途である場合の条件	
7-3-4-4 解体建物を複数の学校で共用している場合の条件	
7-3-4-5 複合用途の解体建物を単一用途の新棟として整備する場合や複数の学校で共用している解体建物を単一の学校が使用する新棟として整備する場合の条件	
7 – 4 補助対象経費	…30P
7-4-1 耐震診断費	
7-4-2 実施設計費	
7-4-3 工事費	
7-4-3-1 新棟の建設工事費	
7-4-3-2 新棟の周辺整備費	
7-4-3-3 工事監理費	
7-4-3-4 既存建物の解体工事費	
7-4-3-5 仮設建物に係る経費	
7 – 5 その他の補助要件	…31P
7-5-1 耐震診断の適用基準	

7-5-1-1 RC造・SRC造の建物	
7-5-1-2 S造の建物〔校舎等〕	
7-5-1-3 S造の建物〔屋内運動場〕	
7-5-1-4 上記以外の構造の建物等	
7-5-2 地域係数「Z」の取扱い	
7-5-3 耐震補強工事を行うことが不適当であると認められる場合の条件	
7-5-3-1 構造体のコンクリート強度の評価等	
7-5-3-2 技術的に補強を行うことが困難な場合	
7-5-3-3 技術面・教育研究機能面等から総合的に見て補強での対応が困難な場合	
7-5-4 耐震診断等の公的機関等の確認	
7-6 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	…33P
7-7 計画調書等作成上の注意事項	…34P
7-7-1 計画調書〔様式8-1〕	
7-7-2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳〔様式8-2〕	
7-7-2 建物工事費調書〔様式8-3〕	
7-7-3 耐震診断報告書等の写し	
7-7-4 計画図面等	
(別添) 耐震改築工事の補助単価等	…36P
8 施設環境改善整備事業	…39P
8-1 空調設備等工事	…39P
8-1-1 応募書類	
8-1-2 補助対象経費	
8-1-3 補助対象外経費	
8-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額	

1 補助対象範囲・事業対象経費の原則

1-1 補助対象範囲

学校法人が設置する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（以下「私立学校」という。）において実施する事業のうち、**交付決定以降に着手**（契約等）し、**交付決定を受けた年度内に完了**する事業が**対象**です。

重要！交付決定前に着手した場合は、補助対象外となります。

各事業の補助対象要件を満たす事業を補助対象とし、次の1)～7)のいずれかに該当する場合は、**補助対象外**です。

- 1) **新築の建物**への改修・改造工事等に要する経費
- 2) 主として**児童生徒以外の者の利用**に供する施設（事務局・理事長室等）に係る経費
- 3) **他の国庫補助**を受ける事業に係る経費
- 4) **仮設校舎**（耐震補強・耐震改築工事を除く）や**借用施設**の事業に係る経費
- 5) **増築・改築・増床工事**に係る経費（耐震改築工事を除く）
- 6) **基本設計及び工事監理**に係る経費（耐震改築工事（新棟分）のみ工事監理費も対象）
- 7) **各事業の趣旨・目的**に照らし、**必要性を合理的に説明できない**経費

重要！主な目的が老朽改善や維持管理にあると判断される工事については、**補助対象外**となります。

交付決定後に、計画変更のご相談を受けていますが、その中には事前に避けることができた事例が見受けられます。そのため、**事前に現地確認のうえ、工事業者や関係者等との調整・確認**を十分に行い、**事業内容を精査**してください。

1-2 補助対象経費

原則として、国や地方公共団体の契約方法に従い、**入札などの競争**により**契約先・契約金額を決定**してください。

入札等を実施することができないやむを得ない事由（**単なる手続きや事務の簡素化は不可**）がある場合には、**参加者が3者以上の見積合わせ**などにより**業者選定**を行ってください。なお、原則として、指名競争入札や見積合わせにおける**辞退者を3者に含めることは認めません**（耐震診断費や実施設計費等、工事着工前支払分も同様）。

応募する事業が**補助対象**と**補助対象外**に分かれる場合は、採択した入札書の写し等にマーカー等を用いて分かりやすく明示し、**按分**により**補助対象経費**を算出した場合には、**補助対象内外の計算過程**が確認できる資料を添付（3-6参照）してください。

重要！実施設計費は、各事業の補助対象となる工事に係る部分のみが対象となります。

1-3 構造体の耐震化率等に係る応募制限

学校法人が「校内LAN」「施設環境改善整備事業（空調）」の事業に応募する場合には、以下の1)・2)のいずれかの要件を満たしていない場合は、**採択の対象外**とします。

- 1) **令和6年度末時点の耐震化率が94.6%未満**の場合は、原則として**耐震補強工事**、「**耐震診断**」又は**「耐震改築工事**」（以下「**耐震補強等**」という。）に応募していること。
当該条件を満たすことが出来ない**特段の理由がある**場合には、**構造体の耐震化**につい

て、令和10年度までに完了させることを学校法人として決定（機関決定資料の提出が必要）していること。

- 2) 令和6年度末時点において「屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策」が未完了（落下防止対策実施率が100%未満）の場合には、原則として「非構造部材の耐震対策工事（天井の落下防止対策に限らず外壁等の対策であっても可）」又は「非構造部材の耐震点検」（以下「非構造部材の耐震対策等」という。）に応募していること。
当該条件を満たすことが出来ない特段の理由がある場合には、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策について、令和22年度までに完了させることを学校法人として決定（機関決定資料の提出が必要）していること。

2 事業応募単位

応募は、学校法人が設置する小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）の学校単位・事業ごとに行ってください。

法人内の複数の学校（小学校・中学校・高等学校など）が共用する施設の事業を応募する場合は、経費を合理的な方法で算出（按分の根拠を任意様式で提出）し、学校ごとに応募してください。

重要！補助対象事業経費の下限額は、学校ごとの経費にそれぞれ適用されます。

なお、耐震改築工事において次のア～ウに該当する場合は、一括応募となります。

- ア 同じ学校法人の異なる学校（例：中学校と高等学校など）が共用している既存建物を改築する場合
- イ 異なる学校が使用している1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合
- ウ 異なる学校が使用している複数棟の既存建物を1棟に合築して整備する場合

なお、学校ごとに算出した経費がそれぞれ補助対象事業経費の下限額以上の場合には、一括応募が可能です。一括応募を行う場合には、一括応募であることを明確にするため、事業名称に（一括応募）と記入（例「○○学校耐震補強工事（一括応募）」）し、「按分根拠」シートに学校ごとの経費を明示してください。

3 計画調書等作成上の注意事項

各事業固有の注意事項については、各事業の項でご確認ください。

重要！計画調書等は、事業ごと（1事業で1つのファイル）に作成する必要があります。

3-1 様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/7-1/8-1/9-1/10-1] の共通事項

様式[2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/7-1/8-1/9-1/10-1]については、次の1)～16)に従って記入してください。

- 1) 「私学事業団法人番号」は、日本私立学校振興・共済事業団 私学振興事業本部が学校法人ごとに指定する6桁の番号です。不明な場合は各法人の学校法人基礎調査担当者に確認してください。

※日本私立学校振興・共済事業団の共済事業本部の番号ではありません。

※特別支援学校のみを設置する学校法人の法人番号はありません。

- 2) 「国税庁法人番号」は、以下のホームページにて確認のうえ、記入してください。

（国税庁 HP <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）

- 3) 「補助金事務担当者」は、当係から事務的な内容から事業内容等に係る連絡をしますので、

連絡先（メールアドレス等）は、**部署内で共有し複数の者が確認できるメールアドレス**や共有のメールアドレスが無い場合は、なるべく**複数者の個人アドレス**を記入するようにしてください。

- 4) 「事業名」は、各事業に相応しい簡潔な名称とし、**施設を複数の学校で共用**している場合は、各学校間で同一名称とならないよう、「〇〇事業（小学校）」「〇〇事業（中学校）」などと表記し、**容易に判別可能な記載**とすること。
また、耐震改築事業や耐震改修事業において、**複数年に渡る工事**の場合は「〇〇事業（第Ⅰ期）」等と表記し、複数年に渡る工事である3事が**容易に判別可能な記載**とすること。
なお、交付決定時において、便宜上事業名を若干修正する場合がある。
- 5) 「改修施設名称」「対策工事施設の名称」欄には、事業を行う**施設の名称**を具体的に記入すること。
- 6) 「建築年月日」欄には、建物がしゅん工した年月日（該当建物が**増築部分**の場合は、**増築部分が完成した年月日**）を記入すること。
また、**該当建物が複数**ある場合には、**最大面積の建物がしゅん工した年月日**を記入し、他の建物については別紙（様式任意）に記入し添付すること。
- 7) 「構造」欄は、該当するものに○を付すこと。該当がない場合には直接記入すること。
- 8) 「着手年月日」欄には、申請年度において、当該補助事業に係る契約（**補助対象経費を含む契約に限る**）のうちの**最も早い契約締結予定日**を記入すること。（交付決定前に契約したものは補助対象外）ただし、**補助対象経費を含まない契約**、耐震診断（前々年度支出分）及び実施設計（前年度支出分）に係る契約は**記入不要**。
- 9) 「しゅん工（納入）年月日」欄には、当該補助事業に係る契約（**補助対象経費を含む契約に限る**）のうち、**最も遅いしゅん工（納入）予定日**を記入すること。なお、「しゅん工（納入）日」とは、発注者（学校法人等）が、工事の完成など契約の履行を確認した日をいう。
- 10) 「補助対象経費」が補助対象上限額を超える場合は、補助対象上限額を記入すること。
※**補助対象上限額**は、**各事業の項**を参照
- 11) 「補助希望額」欄は、「補助対象事業経費」に各事業に応じた補助率の範囲内で補助希望額を記入すること。
※千円未満は切り捨て
- 12) 「改修施設の現在の利用状況」欄は、事業対象施設の現在（改修工事前）の利用状況について具体的かつ簡潔に記入すること。
- 13) **各経費について、様式内で齟齬が生じないよう確認**すること。
- 14) 他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断計経費等、補助対象外であることが明白な経費については、計画調書への記載及び関係書類の提出を省略すること。
- 15) 「利用状況」欄には、現在、対象施設（補助対象部分）を利用している者（児童や生徒・教員など）や用途（教育・福利厚生など）、**具体的な利用方法を記入**してください。なお、整備後に利用用途を変更する場合には、変更後の利用用途を記入すること。
- 16) 「整備の概要」欄には、施設整備の内容（表1による）を記入してください。特に複数の棟がある場合は**全ての棟の整備内容**を記入し、**補助対象外を含む場合は、その範囲や整備内容**を記入すること。

3-2 様式 [2-2/3-2/4-2/5-2/6-2/7-2/8-2/9-2/10-2] の共通事項

様式 [2-2/3-2/4-2/5-2/6-2/7-2/8-2/9-2/10-2] については、次の 1) ~ 6) に従って記入してください。

- 1) 様式 [2-1/3-1/4-1/5-1/6-1/8-1/9-1/10-1] の事業経費の内訳と対応する項目ごとに記入すること。
様式には、按分や補助対象外による経費についても記入し、**入札金額と整合する形で作成**すること。
費税等については、適宜按分し分かりやすく整理すること。
- 2) 「工事区分」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」などの各契約の採択事業者の明細書に記載の金額と整合するように作成すること。その際、明細書で細目毎の金額が確認できる場合は、細目を省略すること。また、明細書に記載の金額を按分等により区分する場合は、**補助対象内外の算定根拠資料**に記載の金額と整合するように作成すること。
- 3) 「内容・目的」欄は、**事業対象建物や内容が明瞭に判別できるように記載**すること。
(例) 2号館耐震補強工事（鉄骨ブレースの設置）
- 4) 「数量」欄は、採択事業者の内訳において複数の項目をまとめた計を記入する場合は、「一式」と記入すること。
- 5) 様式の欄が不足する場合や様式に記入し難い場合は、適宜欄の追加や別紙（様式任意）に記入すること。
- 6) 「金額」欄は、円単位で記入し、1円未満の端数は切り捨てること。
※合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上

3-3 採択理由書

各事業に係る業務（耐震診断・耐震点検・調査分析・実施設計・工事・工事監理）の業者選定（入札等）ごとの結果を記入する「採択理由書」は、次の 1) ~ 6) に従って作成してください。
なお、**各経費の妥当性**について、**十分に精査**していただくようお願いします。

- 1) 「採択理由書」は業務（耐震診断・耐震点検・調査分析・実施設計・工事・工事監理）ごとに別葉で作成すること。
- 2) 「採択業者区分」欄は、上記「耐震診断業者」「耐震点検業者」「調査分析業者」「設計業者」「施工業者」のいずれかを選択すること。
- 3) 入札参加者が多数存在し、「**不採択業者**」欄が不足する場合には、**行を追加**して記入すること。
- 4) 「採択業者」欄の**入札金額（税込み）**は、以下ア～オのとおり**各経費と一致**させること。
なお、補助対象経費を含まない契約については、**作成不要**です。
 - ア 耐震診断：「耐震診断費」
 - イ 調査分析：「調査分析費」
 - ウ 実施設計：「実施設計費」
 - エ 工 事：「各事業に係る総工事費」
 - オ 工事監理：「工事監理費」
- 5) 「業者採択理由」欄には、以下ア～エに従って記入すること。
 - ア 最低価格の者を採択した場合には、「**最低価格の者を採択**」欄に「」を選択
 - イ プロポーザル方式や総合評価落札方式など**金額以外の要素を加味して選定した場合**には、その**内容を具体的に記入**
 - エ 指名競争入札や見積合わせを採用した場合には、指名競争入札や見積合わせの**参加者**

の選定理由を記入

- 工 参加各者の入札書や見積書の日付が一致しない場合には、提出を求めた入札書等の提出期間や開札日を記入
- 6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により**業者選定後に金額が変更した**場合に、**変更前後の金額や変更理由**を記入すること。

3-4 工事予定施設の配置図・平面図（様式自由）

図面は、事業内容や面積・施設用途（又は室名）などの確認が可能な範囲で厳選し、**補助対象範囲を第三者が補助対象範囲内外を容易に確認可能となるよう明示**（マーカー等で対象範囲を囲むなど）してください。

3-5 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し

- 入札書の写し等の根拠資料は次の1)～6)に従って提出をお願いします。（**原本証明不要**）
- 1) **採択した者**の入札書等の右上に「**採択**」と**赤字**で記入し、**総額と内訳**を提出すること。
 - 2) **総事業経費と補助対象経費が異なる場合は**、内訳にマーカー等を用いて**補助対象と補助対象外の項目を区分して明示**するとともに、補助対象経費と補助対象外経費それぞれの合計額を、内訳に追記すること。ただし、**補助対象内外の計算過程が確認できる資料**（3-6参照）を提出する場合は、各経費の合計額の追記を省略することができます。
 - 3) **不採択の者**の入札書等は**提出不要**とするが、追加で提出を求めた際に速やかに提出できるように保管しておくこと。
 - 4) **事業目的の特殊性**などのために必要な装置等の仕様が厳格に規定されており、**相手先が必然的に特定**される場合には、「一手販売証明書」や「独占販売証明書」などの**特定の者が当該装置等を独占的に取り扱っていることを証明した書類**を添付すること。（直接販売証明書では独占であるか判別ができません）
 - 5) 補助対象経費を含まない契約に係る入札書等は、**提出不要**です。

重要！証明書類が提出されない場合は、補助対象外となります。

3-6 補助対象内外の算定根拠資料

補助対象外の経費を含む場合など、採択事業者の内訳に記載されている細目の金額を区分する場合は、次の1)～5)に従って根拠資料を作成してください。

- 1) 資料は、**計画調書のファイル内**にある「**按分根拠**」シートに作成すること。
- 2) 按分に用いる数量や金額は、**採択事業者の内訳**に記載されている数量や金額から**引用する**とともに、構成や項目順についても出来るだけ揃えること。
- 3) **積上げにより区分**する場合は、**各区分の数量の合計及び内訳を明示**すること。
- 4) **按分により区分**する場合は、**その区分の考え方**（何をどのように区分するのか）、**按分の基となる比率**（面積、金額、定員など）を算出した根拠を明示すること。
複数の按分比率を用いる場合は、全ての按分比率について明示すること。
- 5) 区分した数量や金額は、どちらか一方のみを明示せず、必ず区分したそれぞれの値を明示し、区分した値の合計値が区分前の値と一致していることを確認すること。

重要！補助対象内外の算定を行う際の端数整理は、**補助対象外の値を切り上げて処理する**など、**補助希望額に補助対象外経費を含まないようにご留意ください。**

3-7 構造体の耐震化率等の考え方

1-3（耐震化率が平均値を下回る場合の制限）に記載のとおり、**令和6年度末時点の耐震化率が94.6%未満又は屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策が未完了（落下防止対策実施率100%未満）の学校法人が「校内LAN」「施設環境改善整備事業（空調）」に応募する場合は、原則として「耐震補強等」や「非構造部材の耐震対策等」に応募していることを条件**とします。

3-7-1 構造体の耐震化率

「耐震化率」は、次の1)～3)に従って様式2-1・9-1・10-1に**必要事項を記入**してください。

- 1) 計画調書に記載する「**構造体の耐震化率 (%)**」は、「**令和6年度私立高等学校等の実態調査について**（依頼）において回答した令和6年4月1日時点の耐震化率を基本としますが、調査時点以降、耐震補強工事の実施等により**耐震化率が更新されている場合には、更新後の数値を記入**すること。

注意！耐震化率算定例

学校法人文科省学園がA小学校とB中学校を設置している場合

[A小学校] 新耐震基準1棟・旧耐震基準（耐震化完了）：2棟 計3棟

[B中学校] 新耐震基準3棟・旧耐震基準（耐震化未了）：1棟 計4棟

耐震化完了建物数（3+3）／全建物数（3+4） = 0.857 → **85.7%**

- 2) 1)の耐震化率が94.6%未満の法人が「校内LAN」「施設環境改善整備事業（空調）」に応募する場合は、「耐震補強又は耐震改築への応募状況」欄において、プルダウンにより「○」か「×」を選択すること。（耐震化率が94.6%以上の法人は、2) 3)の記入は不要）
- 3) 「耐震補強又は耐震改築への応募状況」欄で「×」を選択した場合には、「耐震補強又は耐震改築へ応募なしの理由」欄に、令和7年度事業として耐震補強等に応募していない理由を記入すること。

重要！耐震化率が94.6%未満の法人が、「耐震補強等」の事業に応募せず「耐震補強等」以外の事業に応募する場合は、学校法人として令和10年度までに耐震化が完了する計画を機関決定していることが必要（根拠資料の提出が必要）となります。詳細は事業募集通知文「2. 事業募集時の要件」をご参照ください。

4 計画調書等の提出方法

複数の事業を応募する場合は、事業ごとに必要書類の作成をお願いします。

4-1 提出形式

計画調書等の Excel ファイルは、事業・学校ごとに 1 ファイルで作成し、複数事業を 1 つの Excel ファイルにまとめないようにしてください。

必要書類は、次の 1)・2) に従って提出してください。

1) 計画調書や見積書等のファイルタイトルには、

【都道府県名】【事業区分】【学校法人名】【学校名】 を頭に付けること。

2) ファイルタイトルに含まれる【事業区分】には、事業ごとに次の文言を入れること。

ア 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内 LAN 整備）の場合… **【校内 LAN】**

イ **校舎等バリアフリー化整備の場合… 【バリアフリー】**

ウ **耐震補強工事の場合… 【耐震補強】**

エ **耐震診断の場合… 【耐震診断】**

オ **非構造部材の耐震対策の場合… 【非構造】**

カ **防災機能強化事業の場合… 【防災】**

キ **防犯対策の場合… 【防犯】**

ク **アスベスト対策の場合… 【アスベスト】**

ケ **耐震改築事業の場合… 【耐震改築】**

コ **施設環境改善整備事業（空調）の場合… 【空調】**

（例）【東京都】【耐震補強】【文科省学園】【文科高等学校】 等

4-2 提出方法

提出期限までに、電子媒体（ファイル・Excel データ）を、次の URL にアップロードしてください。

提出期限：令和 8 年 1 月 15 日（木）

<https://mext.ent.box.com/f/5a43393ef4e54214b9f261d7990c8fc2>

重要！提出期限以降はアップロード出来なくなるためご留意ください。

セキュリティシステムの都合により、指定の URL にアップロード出来ない場合は、電子媒体をメールに添付する形式で提出（josei2@mext.go.jp）のうえ、その旨を必ず当係に電話にてお知らせください。



以下の例に従い、ファイルタイトルを付してアップロードしてください(Zip 化不可)。

(例)

- ・【東京都】【耐震補強】【文科省学園】【文科高等学校】計画調書.xlsx
- ・【東京都】【耐震補強】【文科省学園】【文科高等学校】耐震診断報告書等の写し.pdf
- ・【東京都】【耐震補強】【文科省学園】【文科高等学校】計画図面.pdf 等

重要！ ファイルの破損などによるファイル名の文字化けにより法人名などが全く判別出来ずかつファイルが開けない場合は、受付できませんので、ご注意ください。

5 施設高機能化整備事業

5-1 教育の情報化に関連した教室等の改造工事（校内 LAN整備）

5-1-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式2-1～2-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 実施設計費・工事費に係る入札結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（様式自由）
- 5) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

5-1-2 補助対象経費

私立学校^{注1}において、教育内容・方法等の改善のために行われる教育の情報化に必要な次の1)～5)の要件等を満たす経費が対象です。

注1：高等学校（職業学校等併設校の場合を含む）と中等教育学校の後期課程は、普通科のみが対象となります。

- 1) 通常の授業において専ら児童生徒に対する教育用として利用する、情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブルなどの敷設工事（校内 LANの新設・増設・更新）であること。
(応募時には整備する LANの所要メートル数を記入すること。)

重要！更新の場合には、既存 LANケーブルの規格・性能を上回る（提出資料で既存の LANケーブルと更新後の LANケーブルの規格性能を明示してください。）ことが必要となります。

- 2) 1)の校内 LAN整備の実施に際し必然的に必要となる仕上げ等の撤去・復旧に要する経費
- 3) 実施設計費
- 4) 1)・2)の整備に伴い必然的に設置しなければならないルーター・ハブ・情報コンセント・無線アクセスポイント（校内 LANとして機能するために必要最低限のものに限り、可搬型を除く）や当該機器等の調整・工事期間中の PC等端末の調整などのための経費
- 5) 無線アクセスポイントの稼働に必要不可欠（必要不可欠な理由を計画調書に記載すること。）なライセンス（事業実施年度分のみ対象）

重要！幹線・支線ケーブル（公共ケーブルからの引込を含む）の敷設に要する経費が対象となります。
幹線・支線ケーブルの敷設を伴わない、無線アクセスポイント等、機器等の設置等が主目的と判断される事業は補助対象外となります。

5-1-3 補助対象外経費

次の1)～5)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) 私立高等学校等 ICT教育設備整備推進事業の対象設備
- 2) 理事長室・校長室・職員室・事務室・生徒会室・課外活動用の部室など、専ら児童生徒が通常の授業において利用しない部分
- 3) 改造工事を行わずに教育設備を設置する場合
- 4) 予備機・無線 LANコントローラ・サーバー・ファイアウォール・セキュリティシステム、UPS、NWラックなど、構内 LANの整備に直接必要でないもの

5) 校内 L A N の構成に際し、**一体不可分かつ必要不可欠でないもの**

重要！保守費・リース費は、事業実施年度分であっても補助対象外となります。

5-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1／3以内
- 下限額 250万円以上
- 上限額 3,000万円以下

5-1-5 計画調書等作成上の注意事項

[改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（A4縦：2枚以内）について]

次の1)～3)の事項に注意して作成してください。

- 1) 改造工事を必要とする理由及び**改造工事後の授業計画**を分かりやすく記入すること。
- 2) 教育内容・方法等の改善のために行う改造工事により、どのように施設の高機能化が図られ、**教育上、児童生徒にどのような効果**をもたらすのかについて、具体的かつ分かりやすく記入すること。
- 3) 授業計画書については、教育内容・方法等の改善を踏まえ、改造工事後の具体的な授業計画を記載すること。

重要！提出期限までに必要書類の提出を確認できない場合は、原則として補助対象外となります。

5-2 校舎等バリアフリー整備

5-2-1 応募書類

次の1)～3)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式2-1～2-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 実施設計費・工事費に係る入札結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

5-2-2 補助対象経費

身体障がい者等が円滑に利用できる施設環境整備のために行われる、**施設のバリアフリー化のための改造工事**に必要な経費であり、次1)～2)の要件を満たす経費等が対象です。

- 1) 身体障がい者等が円滑に利用できる施設（児童生徒等^{注2}が日常利用する施設に限る）の環境を整備するために行われる施設改造工事に必要な経費であり、建築物特定施設^{注3}について建築物移動等円滑化基準^{注4}を満たすために実施するものなど、**身体障害者等が円滑に利用できる施設の環境を整備**するものであると**合理的に説明できるもの**。

注2：主として児童生徒を差し、教員・教育に従事する職員を含む（以下同じ）

注3：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号
注4：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第10条

[補助対象の例]

- ・車椅子利用者等の利用に配慮した**多目的トイレ**の設置や**トイレの洋式化**
- ・段差解消を目的とした**スロープ**の設置
- ・車いす利用者等の移動を円滑化するための**エレベーター**の設置

2) 実施設計費（工事着工年度の前年度支出分まで対象）

注意！避難所指定施設のバリアフリー化は、防災機能強化事業として応募してください。

5-2-3 補助対象外経費

次の1)・2)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) **主として児童生徒以外の者の利用に供する施設**（事務局、職員室、校長室等）に係る経費
- 2) **増床部分として延べ面積に入る部分**に係る経費

ただし、エレベーターを設置する場合などで、利用円滑化基準・消防法等の法令を遵守するため必要となる合理的かつ最小限の増床は補助対象とできる

5-2-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- **補助率** 1／3以内
- **下限額** 300万円以上
- **上限額** 2億円以下

5-2-5 計画調書等作成上の注意事項

校舎等のバリアフリー化整備により、適合することになる建築物移動等円滑化基準の条項を記載すること。

重要！提出期限までに必要書類の提出がない場合は、原則として補助対象外となります。

6 防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事を除く）

6-1 耐震補強工事

6-1-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式3-1～3-4）
- 2) 耐震診断報告書等の写し（耐震補強工事前後のI s値が分かる部分のみ）
- 3) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 4) 耐震診断費・実施設計費・工事費に係る入札結果等が分かる書類や見積書の写し
- 5) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

6-1-2 補助対象経費

大規模災害（自然災害）発生時における児童生徒等の安全確保のために行われる**耐震補強工事に必要な**（表1）に掲げる経費であり、次の1)～6)の要件等を満たす経費が対象です。

- 1) **新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物**^{注5}（校舎・講堂・屋内運動場その他の体育施設・児童生徒等の寄宿舎・図書館・食堂・課外活動施設・学外研修施設・福利厚生施設など（事務局棟や管理棟など学校法人が「法人管理」部門として管理している建物を除く。）ただし、築30年以上の建物は補強後の使用年数を要検討のこと。）のうち、以下ア～ウいずれかの基準に該当すること。

注5：「新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以降に建築された建物」であっても、**旧耐震基準で建築確認を行った建物は、補助対象となります。**

ア 鉄筋コンクリート（RC）造・鉄骨（S）造・鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造の建

物の構造耐震指標（以下「**I s 値**」という。）が、おおむね**0.7**に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（以下「**q 値**」若しくは「**C t u S d 値**」という。）が、おおむね**1.0**（**C t u S d 値**の場合は**0.3**）に満たないこと。

- イ 木（W）造の建物の構造耐震指標（以下「**I w 値**」という）が、おおむね**1.1**に満たないこと。
- ウ **I s 値**が、おおむね**1.0**以下であり、**補強を必要とする特別な理由**があると認められること

※上記の耐震性能等の判断にあたっては、**棟ごとに最も低い値を適用**する。

- 2) **補強後の I s 値**はおおむね**0.7**を、また**q 値**はおおむね**1.0**（**C t u S d 値**においては**0.3**）を超える、又はこれと**同程度の耐震性能**が得られると認められること。
- 3) 木造建物については、構造耐震指標（以下「**I w 値**」という）がおおむね**1.1**に満たない建物で、**補強後の I w 値**がおおむね**1.1**を超える、又はこれと**同程度の耐震性能**が得られると認められること。
- 4) **耐震診断**は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号。以下「**国土交通省告示**」という。）により、**耐震診断方法の適用**については、建物の構造及び種別に応じて以下によるものとする。

ア **RC** 造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により、耐震診断の評価方法は「**第二次診断**」による。

ただし、対象建物の崩壊形式等により「**第三次診断**」を実施する必要がある場合は「**第三次診断**」による。

なお、「**第一次診断**」の結果では補助対象とはしない。

イ **S** 造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

ウ **S** 造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成 18 年版）」（平成 18 年 5 月 19 日付け文科施第 71 号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

エ **SRC** 造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により、耐震診断の評価方法は「**第二次診断**」又は「**第三次診断**」による。

オ 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難い建物

W 造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。

なお、W 造については、**詳細診断を補助対象**とし、**一般診断は補助対象外**とする。

その他、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

- 5) 国土交通省告示に基づき I s 値や q 値を算出する際の地域係数「**Z**」は、次の（i）（ii）いずれかの数値を用いることとし、**各計算**には**同一の数値**を用いること。
 - （i）建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 88 条に規定する数値
 - （ii）設置者の方針により採用する（i）を超える数値（**上限値：1.0**）
- 6) 耐震補強工事に関連して実施する内装工事等（以下「**関連工事**」という。）については、（表 1）に掲げる工事で**補強工事との因果関係を合理的に説明できる工事を補助対象**と

し、補助対象となる関連工事の施工範囲は、補強壁等の施工に伴い撤去・復旧が必要となる**必要最小限の範囲**であること。

(表1) 耐震補強工事の補助対象範囲 ※耐震補強工事に真に必要な経費に限る。

経費区分	内 容	
耐震診断費	本事業の対象となる建物に係る耐震診断（非構造部材の耐震性調査を含む）及び補強計画策定に要する経費を対象とする（工事着工年度の前々年度支出分までを対象とする）	
実施設計費	工事着工年度の前年度支出分までを対象とする。	
工 事 費	工 事 区 分	対 象 範 囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする
	窓枠の取り替え等	<p>①耐震補強壁等設置部分</p> <p>②連窓窓枠の場合で、一部分が耐震補強壁等に係る場合もすべて対象とする。</p> <p>③補強建物等の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。</p>
	外 装	<p>①耐震補強壁等を一ヵ所以上設置した同一側面のうち耐震補強工事に伴い必要となる範囲を対象とする。</p> <p>②鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事（外壁モルタル等の仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。）に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。</p>
	内 装	<p>①耐震補強壁等の設置に伴い必要となる床・壁・天井等の内装は対象とする。</p> <p>②廊下部分に耐震補強壁等を設置する場合は、必要最小限の範囲を対象とする。</p> <p>③耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等を対象とする</p>
	照明器具の増設等	耐震補強壁等の設置に伴い、天井材の改修を行う場合に必要となる照明器具の改修を対象とする
	建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	<p>①耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧も対象とする</p> <p>②耐震補強壁等設置面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等を必然的に撤去・復旧する場合は対象とする（他の位置への復旧を含む）</p> <p>③耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費や他の用途への改造費を含む。</p>
	建物重量の低減	<p>①既存の屋上防水保護用コンクリートを撤去し、露出防水とする場合など建物重量を減らし地震力を低減させるための工事を対象とする。なお、重量の低減により当該建物の耐震性が向上することを構造計算等で明確にしたものに限る。</p> <p>②軽量化を図るための屋上フェンス・塔屋・庇等の撤去は対象とする。</p>
	天窓等の設置	屋上部分の軽量化や照度上の効果等のために天窓等を設置する場合を対象とする。
	高架水槽の移設等	建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている場合、耐震性高架水槽の交換を対象とする。
	防火扉等の設置	建築基準法・消防法等の法令の規定により、補強工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務付けられているもの（防火扉等に関する制御装置を含む。）については対象とする。
	設備関係の改造	<p>①補強工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。なお、キューピクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合も対象とする。</p> <p>②空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。</p>
	仮設建物工事（リース料）	補強工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
	補強工事の実施に際し支障となる倉庫などの撤去・復旧	補強工事の実施に際し、資材搬入路を確保するために直接支障となる構造物などの撤去費を対象とし、原型復旧についても対象とする。
	本防災機能等強化緊急特別推進事業と他の施設整備事業との合併施工	本防災機能等強化緊急特別推進事業と他の施設整備事業を併せて行う場合、足場などの仮設物が他の施設整備事業で利用されても、本来防災機能等強化緊急特別推進事業に必要な仮設物であれば、防災機能等強化緊急特別推進事業の対象とする。
	その他の工事	本表に掲げるもの以外で、耐震改修（補強）工事との因果関係を合理的に説明できるもので、特に必要と認められる設備の導入や改造工事は対象とする。

6-1-3 補助対象外経費

次の1)～4)に該当する経費は、補助対象外です。

1) 「(表1) 耐震改修工事の補助対象範囲」に掲げる以外の工事に要する経費

- 2) 「室の模様替え工事」「用途替え工事」「補強壁等を施工するために必要となる撤去・復旧工事以外の工事」
- 3) 耐震補強に関する電気設備工事や機械設備工事（空調・給排水衛生）に係る補強壁等の設置に伴い撤去や移設が必要となる場合以外の経費
- 4) 耐震補強工事への必要性を合理的に説明できない経費
例えば、耐震補強工事と直接関係のない備品等の購入に係る経費や建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等によって明確にされていない耐震性高架水槽への交換工事等に係る経費、耐震補強壁等の設置に伴い必要となる範囲を超えた床・壁・天井及び内装の工事に係る経費など

6-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 I s 0.3未満・q 値 0.5未満・C t u S d 値 0.15未満・I w 値 0.7未満
1/2 以内
※非構造部材の耐震対策を併せて実施し、計画調書を一括応募する場合に限り、
非構造部材の耐震対策についても上記補助率を採用する。
- 上記以外 1/3 以内
- 下限額 400万円以上
- 上限額 なし

6-1-5 計画調書等作成上の注意事項

【分割耐震化工事の注意事項】

工事が複数年度に渡る場合（以下「分割耐震化工事」という。）には、応募前に文部科学省に事前相談を行うこと。

分割耐震化工事を計画している場合には、応募の初年度に当該分割耐震化工事の全体計画・年度計画（様式任意：配置図・平面図等を用いて、全体・各年度別の工事対象範囲や工事対象面積等を明示）を添付して応募してください。

翌年度以降の分割耐震化工事については、初年度に提出した計画に基づき、当該計画年度に改めて応募してください。

重要！ 事前相談が行われていない分割耐震化工事については、原則として応募を受け付けません。また、初年度の応募が採択されたことをもって、翌年度以降の採択を担保するものではありません。

【計画調書等作成上の注意事項】

応募する事業（耐震補強工事）が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項に基づく計画の認定を受けている場合は、認定通知書の写しを提出してください。その場合には、様式3-4・耐震診断報告書の写し等の提出は不要です。

【様式3-1】

次の1)～3)の事項に注意して作成してください。

- 1) 複数の棟をまとめて応募する場合、補助率の違いに注意すること。
なお、補助率が異なる複数の棟を応募する場合には、補助率の違いによる計算ミスを防ぐ観点から、棟ごとに分けて応募することが望ましい。
- 2) 「改修施設の避難所指定」欄には、改修施設又は改修施設を含む学校が、市町村又は都道府県から避難所として指定を受けているか有無を記すこと。
有の場合は、（ ）内に避難所指定を行った自治体（都道府県や市区町村名）を記入す

ること。

- 3) 「q 値・C t u S d 値」(該当するものに○)・「Is 値」欄は、**算定された数値**のうち、棟ごとの**最小値**を記入すること。

[様式 3-4]

次の 1) ~ 3) の事項に注意して作成してください。

- 1) 「既存建物の耐震性能の評価」欄には、地震等の災害が起こった場合の当該建物の危険性について、耐震診断の結果に基づき、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 2) 「補強設計と耐震性能の評価」欄には、耐震診断の結果に基づき行われる補強工事の内容、**補強工事による耐震性能の向上**について、**数値を用いて具体的かつ簡潔に記入**すること。
- 3) 「改修前後の Is 値 (最小値)」欄は、様式 3-1 の Is 値と対応させること。
また、複数の棟をまとめて応募する場合は、最小となる棟の Is 値を記入し、他の棟については、「既存建物の耐震性能の評価の性能」欄に補助応募する棟ごとの Is 値 (最小値) を記入すること。

[耐震診断報告書等の写し]

耐震診断結果の概要等必要となる部分のみを抜粋し、該当分にマーカーを引く等分かりやすく表示すること。

6 – 2 耐震診断

6-2-1 応募書類

次の 1) ~ 4) の書類を提出してください。

- 1) 計画調書 (様式 3-1~3-4)
- 2) 耐震診断対象施設の配置図・平面図 (様式自由)
- 3) 耐震診断費に係る入札結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 補助対象内外の算定根拠 (任意様式※計画調書に含む)

6-2-2 補助対象経費

構造体の耐震化に向けた耐震診断であり、次の 1)・2) の要件を満たす経費が対象です。

- 1) 交付決定後、令和 7 年度中に耐震診断を実施し、**耐震性がない建物** (Is 値がおおむね 0.7 未満) であることが明らかになった場合には、**令和 8 年 12 月末日までに耐震改修(補強)工事や耐震改築工事に着手**すること。
なお、耐震性がないことが明らかになり、次のア・イに該当した場合は、**補助金返還の対象**となることがあります。
 - ア **令和 8 年 12 月末日までに耐震改修 (補強) 工事や耐震改築工事に未着手**
 - イ **耐震診断後 10 年以内に解体** (譲渡・転用等を含み、耐震改築に伴う解体を除く) や**使用を停止**
- 2) **新耐震基準施行** (昭和 56 年 6 月 1 日) 以前に着工した建物^{注6} (校舎・講堂・屋内運動場その他の体育施設・児童生徒等の寄宿舎・図書館・食堂・課外活動施設・学外研修施設・福利厚生施設など (事務局棟や管理棟など学校法人が「法人管理」部門として管理している建物を除く^{注7}。) であること。

注6 :「新耐震基準施行 (昭和 56 年 6 月 1 日) 以降に建築された建物」であっても、**旧耐震基準で建築確認を行った建物は、補助対象**となります。

注7 :学校法人が「法人管理」部門として管理している部分を含む建物 (例: 理事長室等のある本部棟など) については、**教育研究に資する部分の面積割合が 1/2 以上であれば建物全体を補助対象**とし、1/

2未満であれば教育研究に資する部分の面積のみを補助対象とします。建物の配置図や平面図を用いて「教育研究に資する部分」と「学校法人部門として管理している部分」をマーカー等で明示し、その割合が分かるように、建物の総面積及び各部屋等の面積を一覧（様式任意）にして添付してください。

6-2-3 耐震診断方法の適用

耐震診断は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国土交通省告示」という。）により、耐震診断方法の適用については、建物の構造及び種別に応じて次の1)～6)によること。

1) RC造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により、耐震診断の評価方法は「第二次診断」による。

ただし、対象建物の崩壊形式等により「第三次診断」を実施する必要がある場合は「第三次診断」による。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

2) S造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

3) S造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

4) SRC造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）により、耐震診断の評価方法は「第二次診断」又は「第三次診断」による。

5) 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難い建物

W造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。

なお、W造については、**詳細診断を補助対象**とし、**一般診断は補助対象外**とする。

その他、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

6) 国土交通省告示に基づきI s値やq値を算出する際の地域係数「Z」は、次の(i)(ii)いずれかの数値を用いることとし、各計算には同一の数値を用いること。

(i) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値

(ii) 設置者の方針により採用する(i)を超える数値（**上限値：1.0**）

6-2-4 補助対象外経費

次の1)～3)に該当する施設に係る耐震診断費は、補助対象外です。

1) 現に未使用である施設、解体予定（譲渡・転用等を含みます）の施設、耐震診断実施後に未使用の予定である施設、借用等で「私立学校校舎等実態調査」に未計上の施設

2) 耐震診断実施済みの施設に係る耐震診断費

3) 図面作成（既存図面が無い場合の復元）など、耐震診断費以外に必要となる経費
※自然災害等により図面を滅失・毀損してしまった場合にはご相談ください。

6-2-5 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

●補助率 1/3以内

●下限額 なし

●上限額 なし

6-2-6 計画調書等作成上の注意事項

[様式3-4]

次の1)～6)の事項に注意して作成してください。

- 1) 耐震診断を行う施設ごとに作成し、「**1 調査建物**」「**2 耐震診断概要**」のみ記入すること。
「診断実施時期」欄は、耐震診断実施予定時期を記入すること。
- 2) 「建築面積」欄は、建築基準法上の面積（不明な場合は1階の床面積）を記入すること。
- 3) 「建築年」欄は、耐震診断を実施する建物が完成した年（増築等がある場合は、最も古い建築年）を記入すること。
- 4) 「診断次数」欄は、S造等を除き実施した**耐震診断の次数**（2次・3次）を記入すること。
- 5) 「適用耐震診断基準」欄は、該当するものに○を付す。その他の場合には具体名を記入すること。（例：○○県耐震診断基準）
- 6) 「（既存建物の耐震性能の評価）」・「（補強設計と耐震性能の評価）」欄は、耐震診断報告書の所見などを簡潔に記入すること。

6-3 非構造部材の耐震対策

6-3-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式4-1～4-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) **非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料**（「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」等に基づく点検結果等）
- 5) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

6-3-2 補助対象経費

大規模災害（自然災害）発生時における児童生徒等の安全確保のために行われる**非構造部材の耐震対策に必要な表2**に示すもので、次の1)・2)いずれかの要件を満たす経費等が対象です。

- 1) 大講義室・屋内運動場・屋内プール・講堂・ホール等の児童生徒等が日常的に使用する室を有する建物（学校法人が法人部門として管理している建物を除く）であること。
- 2) 防災機能強化施設整備事業（**耐震補強工事**）と同時施工する場合であること。

6-3-3 補助対象外経費

落下・転倒の危険性があることを示す根拠資料がないなど、その**必要性を合理的に説明できない**場合は、補助対象外です。

6-3-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- **補助率** 1／3以内 ※**耐震補強工事と同時施工（一括応募）**する場合には、**耐震補強工事の補助率を採用することが可能**
- **下限額** なし
- **上限額** 2億円以下

6-3-5 耐震点検の参考資料

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年5月文部科学省）

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）」（平成31年3月文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

(表2) 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）の補助対象範囲

経費区分	内 容
耐震点検経費	補助対象建物に係る耐震点検（非構造部材の耐震性調査等）・補強計画策定に要する経費（工事着工年度の前々年度支出分まで対象） ただし、 学校関係者による自主的な点検に要する経費 （人件費・備品購入経費等）は、 対象外
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、工事着工年度の前年度支出分まで対象とする。
工 事 費	建築非構造部材（被災時等の安全対策のため行われるものであり、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体（主体構造・躯体）以外の部材）の耐震対策工事 (例) ① 外壁やその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事 ② 建具やガラスの落下防止工事 ③ 間仕切りや内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事 ④ 天井材（下地材・天井ボード）や天井器具（照明器具・空調機器等）の落下防止工事 ※天井落下防止工事に伴う照明器具の更新工事（既存照明器具の再利用ができない場合に限る） を含む ⑤ 屋根材（瓦材等）の落下防止工事 ⑥ 外避難階段等と本体建物の分離防止工事 ⑦ 備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事 ⑧ 管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事 ⑨ 既存の書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事
そ の 他	特に必要と認められる工事

6-3-6 計画調書等作成上の注意事項

[様式4-1]

次の1)～2)の事項に注意して作成してください。

- 1) 事業内容は、該当する対策を選択してください。
- 2) 対策が複数ある場合は、主たる対策を選択し、整備の概要にそのほかの対策を記入してください。

6-4 非構造部材の耐震点検

6-4-1 応募書類

次の1)～4)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式4-1～4-3）
- 2) 耐震点検予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 耐震点検費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

6-4-2 補助対象経費

非構造部材の耐震対策に向けた耐震点検で、次の1)・2)の要件を満たす経費が対象です。

- 1) 交付決定後、令和7年度中に「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（以下「ガイドブック」という。）に沿った点検を実施し、**耐震対策が必要であることが判明した場合には、令和9年度末までに耐震対策工事を完了**すること。
なお、耐震対策が必要であることが明らかになり、次のア又はイに該当した場合は、**補助金返還の対象**となることがあります。
- ア 令和9年度末までに耐震対策が未完了
- イ 耐震点検後10年以内に解体（譲渡・転用等を含み、耐震改築に伴う解体を除く）や使

用を停止した場合

- 2) ガイドブックに点検項目として記載されている非構造部材（ガイドブックの点検項目に準じて、学校法人が必要と判断した項目を含む）に係る耐震点検であること。

6-4-3 補助対象外経費

次の1)～3)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) 現に未使用、解体予定（譲渡・転用等を含む）、耐震点検実施後に未使用の予定又は借用等で「私立学校校舎等実態調査」に未計上である施設の耐震点検に係る経費
- 2) 耐震点検を実施済である非構造部材の耐震点検に要する経費
- 3) 学校関係者による自主的な点検に要する経費（人件費・備品購入経費等）

6-4-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1／3以内
- 下限額 なし
- 上限額 なし

6-4-5 計画調書等作成上の注意事項

[様式4-1]

次の1)～2)の事項に注意して作成してください。

- 1) 事業内容は、該当する対策を選択してください。
- 2) 対策が複数ある場合は、主たる対策を選択し、整備の概要にそのほかの対策を記入してください。

6-5 防災機能強化事業

6-5-1 応募書類

次の1)～4)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式5-1～5-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

6-5-2 補助対象経費

大規模災害（自然災害）発生時における児童生徒等の安全確保のために行われる、**防災機能強化事業に必要な**（表3）に掲げる経費であること。

（表3）防災機能強化事業の対象範囲

経費区分	内 容	
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、工事着工年度の前年度支出分まで対象とする。	
	工事の種類	対象となる工事例
工 事 費	避難所指定施設等のバリアフリー化	避難所指定施設及び一時滞在施設において、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる施設環境を整備するために行われるバリアフリー化のための改造工事（スロープ・エレベーター・多目的トイレの設置 など） 原則として、建築物特定施設について、建築物移動等円滑化基準を満たすために行われるものなど、身体障害者等が円滑に施設を利用するため整備するものであることを合理的に説明可能な整備が対象 ※増床部分として延べ床面積に入る部分に係る経費は補助対象外。ただし、エレベーターを設置する等の理由により、利用円滑基準・消防法等の法令を遵守するために必要となる合理的かつ最小限の増床はこの限りではない。

備蓄倉庫等の設置	備蓄倉庫・防災倉庫設置のための既存校舎等の改修工事 など ※倉庫の新增築に係る工事費や倉庫に保存する設備・食糧等は補助対象外
避難経路の確保	外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事 通路や出入口等の拡幅のための改修・改造工事 など
屋外防災施設の整備	既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事 防火水槽・耐震性貯水槽・防災井戸の設置工事 など
その他	自家発電設備等の設置工事やこれに伴い必要となる工事 など ※耐震化済の建物への設置や耐震補強工事に関連して実施するものに限る

※「その他」欄の自家発電設備等の設置工事や設置に伴い必要となる工事について、避難所の指定を受けている学校に限り、単体整備する場合であっても対象とする。

※本表に掲げるもの以外で、防災機能強化事業の実施に伴い特に必要と認められる設備の導入や改造工事を計画している場合には、事前に文部科学省にご相談ください（例：非常放送設備設置工事など）。

※「その他」に記載する自家発電設備等については設置工事を伴うものに限り補助対象とし、ポータブル発電機などの可搬タイプのものは補助対象外です。

※補助対象は工事や実施設計費であり、付随する備品等については補助対象外です。

※屋外（屋外階段を除く）で実施する避難経路の確保については、行政による指導や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）への指定等を条件とします。

6-5-3 補助対象外経費

設置工事を伴わないもの（ポータブルタイプの発電機など、可搬タイプのもの等）は、補助対象外です。

6-5-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

●補助率	1／3以内
●下限額	なし
	※避難所指定施設における自家発電設備等の単体整備 200万円以上
●上限額	2億円以下
	※避難所指定施設における自家発電設備等の単体整備 500万円以下

6-6 安全管理対策（防犯対策）

6-6-1 応募書類

次の1)～4)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式6-1～6-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

6-6-2 補助対象経費

児童生徒等の安全を確保するために行う、学校施設の安全対策のための改造工事に必要な経費であり、次の1)～3)の要件を満たす経費等が対象です。

- 1) 安全対策上課題を抱えている教育施設等のほか、給食施設・倉庫・ボイラーハウス・電気設備・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）であること。
- 2) 施設の改造工事であり、安全対策上の機能が向上すると認められること。
- 3) 実施設計費（工事着工年度の前年度支出分までが対象）

[補助対象事業の例]

ア 安全対策のために行う施設工事

- ①管理諸室の配置換え・それに伴う改造工事

- ②普通教室・特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え・それに伴う改修工事
 - ③門やフェンス等の設置・改修工事
 - ④その他安全対策のために必要と認められる工事
- イ 安全対策設備
防犯監視システムや通報設備の設置工事

6-6-3 補助対象外経費

次の1)・2)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) **改修工事を行わず**に安全対策設備を設置する場合
- 2) 守衛所等建物の**新築**や**増築**

6-6-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1/3以内
- 下限額 400万円以上
- 上限額 2億円以下

※高等学校・中等教育学校（後期課程）を除く学校については、以下の補助率等を選択することも可能です。

- 補助率 1/2以内
- 下限額 100万円以上
- 上限額 1,000万円以下

6-7 アスベスト対策工事

6-7-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式7-1～7-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費・調査分析費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 分析結果報告書の写し（当該施設におけるアスベストの含有状況が確認できる書類）
- 5) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

重要！分析結果報告書以外の方法によりアスベストの含有を確認した場合は、設計・施工業者等による**確認者の証明**（様式自由、氏名・自署によるサイン）が必要となります。

6-7-2 補助対象経費

次の1)・2)の要件を満たす「アスベスト対策に係る経費」が補助対象です。

- 1) 吹き付けられた石綿で、**石綿が質量の0.1%を超えて含まれていること。（飛散性アスベスト「レベル1」に限る。）**
- 2) **環境対策上問題があるとされる施設のうち、教育施設等のほか、給食施設・倉庫・ボイラー室・電気設備・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）であること。**

[アスベスト対策における補助対象経費の具体例]

- ①庇・窓・天井・柱・壁・梁等におけるアスベストの**除去・封じ込め・囲い込み工事**
- ②上記①の工事に伴い**必然的に実施しなければならない**内外装・建具・設備等に係る工事

- ③上記①の工事に伴い低下する教室等の環境条件を回復するために必要となる照明設備・換気設備・空調設備・内外装の補修・変更に要する工事
- ④上記②の工事に伴い必要となる教室等の変更のための工事
- ⑤アスベスト対策工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事
- ⑥当該工事箇所に係る専門機関による調査分析費（前年度支出分まで対象）
- ⑦補助対象工事に係る実施設計費（前年度支出分まで対象）
- ⑧アスベスト対策工事の実施に伴い必要となる応急措置
- ⑨その他、必要と認められる付帯工事費（撤去・処分に要する費用を含む）

6-7-3 補助対象外経費

次の1)・2)に該当する経費は、補助対象外です。

- 1) 恒久的な対策工事とならない応急措置や調査分析費・実施設計費のみの経費
- 2) 建物の解体に併せて実施するアスベスト対策工事に係る経費（耐震改築事業に係る解体工事を除く）
- 3) 非飛散性アスベストの対策（仕上塗材を含む）に係る経費

6-7-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1／3以内
- 下限額 なし
- 上限額 なし

7 耐震改築工事

7-1 事前相談

耐震改築事業を複数年度に渡って実施する場合は、全体の整備計画等を作成し、学校を所轄する都道府県私立学校担当部署経由にて文部科学省まで事前相談をお願いします。

【事前相談の方法】

- 高等教育局私学部私学助成課助成第二係までメール（josei2@mext.go.jp）で次の1)～4)の資料を送付してください。（資料の追加提出をお願いする場合があります。）
- 1) 工程表（行政手続き・契約手続き・既存建物の解体工事・新築工事の工程が分かるもの）
 - 2) 既設建物と新棟の用途・面積が分かる平面図・面積表等
 - 3) 新棟の建設予定場所と既設建物の位置関係が分かる配置図等
 - 4) その他（事前相談に必要な資料）

重要！補助を受けた年度の翌年度以降に、新棟の整備や既存建物の解体を中止した場合は、補助金の返還対象となります。

令和7年度から着手する耐震改築事業のうち**令和7年度の工事が解体のみ**の場合には、補助対象外となります。（新棟（地業工事・土工事など）の着手が必要）

新棟の完成後に既存建物を解体する場合は、解体完了後速やかに文書で報告してください。（耐震改築工事の中で一連の補助事業として既存建物を解体する場合を除く。）

新棟の完成後、既存建物を解体する場合は、新棟の整備と既存建物の解体を連続した一連の工事として実施してください。原則、新棟完成後に継続して既存建物を使用することは認めていません。（特段の事情がある場合には、事前に文部科学省と協議をお願いします）。

7-2 応募書類

次の1)～16)の書類を提出してください。

1) 計画調書（様式8-1～8-4）

※様式8-4（採択理由書）は、耐震診断費、実施設計費、工事費ごとに作成

2) 耐震診断報告書等の写し（解体予定の既存建物のI s値等の掲載部分のみ）

3) 耐震診断結果の公的機関等の確認結果

4) 補強で対応することが困難な理由書（様式自由）[該当する場合のみ]

5) 補強計画の写し・補強計画についての公的機関等の確認結果[該当する場合のみ]

6) コンクリート強度の平均値を算出した資料

7) コンクリートコア試験報告書

8) 耐震診断・実施設計・工事・工事監理（新棟の工事監理に限る）に係る入札等の結果が分かる書類や見積書の写し

9) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

10) 工程表（様式自由）

11) 配置図（工事前・公示後、様式自由）

12) 解体予定の既存建物の図面（様式自由※14）の面積表と整合するよう用途を表示

13) 新棟の計画図面（様式自由※14）の面積表と整合するよう用途を表示

14) 既設建物と新棟の用途・面積が分かる面積表

15) 3棟目以降の解体建物の計画調書上の必要事項（※様式自由）[3棟以上の解体建物のみ]

16) 避難所指定にかかる自治体との協定書の写し[該当する場合のみ]

7-3 補助対象要件

今後発生が懸念される大規模地震等に備え、地震発生時における児童生徒等の安全確保や地域の避難場所としての機能確保などのために行う、次の「7-3-1 改築（解体）対象となる既存建物」以降の要件を満たす経費が対象です。

7-3-1 改築（解体）対象となる既存建物

次の1)・2)の要件を満たす既存建物が対象です。

1) 建物用途等

新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物^{注8}（校舎・講堂・屋内運動場その他の体育施設・児童生徒等の寄宿舎・図書館・食堂・課外活動施設・学外研修施設・福利厚生施設など（事務局棟や管理棟など学校法人が「法人管理」部門として管理している建物を除く。）を対象とする。（詳細：7-3-4 参照）

注8：「新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以降に建築された建物」であっても、**旧耐震基準で建築確認を行った建物は、補助対象となります。**

2) 耐震性能等

ア 耐震性能が著しく低い建物（耐震性能等は、棟ごとに最も低い値で判断）

①解体予定の既存建物（以下「解体建物」という。）が、鉄筋コンクリート（RC）造・鉄骨（S）造・鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造の場合は、I s値がおおむね0.3に満たないものや、q値がおおむね0.5（C t u S d値の場合は、おおむね0.15）に満たないこと

②解体建物が、木（W）造の場合は、I w値がおおむね0.7に満たないこと

イ 耐震補強工事を行うことが不適当であると認められる建物

①RC造・SRC造の建物で、構造体コンクリート強度が10.0N/mm²未満であること

②技術的に補強が困難であると認められるもの（7-5-3 参照）

[技術的に補強を行うことが困難な例]

- ・地盤の耐力不足などのため補強工事を行うことが不適当
- ・極端に多くの補強部材が必要になるなど、補強工事を行うことが不適当

③技術面・教育研究機能面などから総合的に判断し、補強での対応が困難であると認められるもの（7-5-3 参照）

[技術的・教育研究機能面等から総合的に判断し補強での対応が困難な例]

- ・R C 造・S R C 造の建物で、構造体コンクリート強度が 10.0 N/mm^2 以上 13.5 N/mm^2 未満であって、技術面と教育研究機能面の両面から総合的に見て補強で対応することが不適当

重要！ 上記②・③を理由として耐震改築工事を行う場合には、文部科学省への事前相談が必要です。事前相談のない事業は、応募を受け付けない場合があります。

7-3-2 新棟の整備場所に関する条件

- 1) 新棟^{注9}は、解体建物と同じ場所や隣接した場所に整備すること。

ただし、教育研究環境の向上等を図る観点から他の場所に整備する場合は、地域コミュニティとの関係性や一体性等を損なわない範囲であり、解体建物が有する機能や他の学内施設との関連性、児童生徒等の利便性等が維持できると認められる場合に限り対象とします。（同一キャンパス内に限る。）

注9：既存建物の解体後、新たに整備する建物のこと

- 2) 新棟を別キャンパスに整備する場合は、既存キャンパス内に「2-2-1 改築（解体）対象となる既存建物」の要件を満たす建物がある場合であっても対象外となります。

ただし、次のア・イに該当し、現在の敷地が事業の実施に適さない特別の理由がある場合には、別敷地に整備する場合についても対象となります。

- ア 現在の敷地が崖地・軟弱地盤・津波被害の恐れがある地域等に所在している場合
- イ 既存敷地では、法規制等により解体建物と同規模の建物の整備が困難な場合

重要！ 解体建物の場所と異なる場所に新棟を整備する場合には、文部科学省への事前相談が必須です。事前相談のない事業については、応募を受け付けない場合があります。

7-3-3 新棟の建築計画に関する条件と補助対象範囲

新棟の建築計画（構造・階数・面積等）について、特段の制限はありませんが「8-3-4 補助対象範囲の条件とその面積」に規定のとおり、解体建物の延べ面積・用途等により、補助対象範囲は限定されます。

7-3-4 補助対象範囲の条件とその面積

新棟の補助対象範囲は、次の要件を満たす範囲とし、その面積（以下「補助対象面積」という。）は、解体建物の延べ面積を上限とします。

解体建物と新棟の補助対象面積の算出について、用途や学校ごとに床面積を区分して算出する場合には、原則として、階やエリアなどを用途や学校ごとに区分することとし、やむを得ず区分できない部分のみ、専有部分の面積割合・児童生徒数・施設利用率などの合理的な方法により按分して算出すること。

7-3-4-1 建物用途による条件

新棟のうち、解体建物と同じ用途（7-2-1の1）建物用途等で対象と規定しているものに限る。）の部分が補助対象範囲となります。

なお、解体建物に法人部門として管理している部分（理事長室・役員室・事務室等（以下「法人管理諸室」という。））がある場合は、解体建物の教育活動等に資する部分（校舎・体育館・寄宿舎など教育活動諸室（以下「教育活動諸室」という。）との面積割合に応じて以下のように取り扱います。

また、廊下やトイレ等の共用部については、教育活動諸室に付随する場合には教育活動諸室に含み、法人管理諸室に付随する場合には、法人管理諸室にそれぞれ含むこととします。

[教育活動諸室の面積/解体建物の延べ面積] が 1 / 2 以上：解体建物全体の面積が対象

[教育活動諸室の面積/解体建物の延べ面積] が 1 / 2 未満：教育活動諸室の面積のみ対象

ただし、解体建物全体が改築対象となった場合であっても、法人管理諸室のみを独立した建物として整備する場合は対象外となり、新棟内の法人管理諸室は、解体建物の法人管理諸室の床面積を補助対象範囲の上限とします。

7-3-4-2 新棟を使用する学校による条件

新棟のうち、解体建物を使用していた学校が使用する部分が対象となります。

7-3-4-3 解体建物が複合用途である場合の条件

解体建物が複合用途（例：校舎と体育館）の場合には、床面積について、各用途の機能を損なわない範囲の減少や各用途の 1.5 倍を超えない範囲の増加が補助対象となります。

ただし、新棟の補助対象面積は、解体建物の延べ面積が上限です。

	校舎の面積	体育館面積	合計面積
解体建物	3,600m ²	900m ²	4,500m ²
新 棟	3,400m ² 減は機能を損なわない範囲で制限なし	1,500m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲が対象 解体建物の延べ面積から 1,100m ² までが対象	4,900m ² 解体建物の延べ面積を上限に 4,500m ² まで対象

7-3-4-4 解体建物を複数の学校で共用している場合の条件

解体建物を複数の学校（例：中学校と高等学校）で共用している場合には、床面積について、各学校の機能を損なわない範囲の減少や各学校の 1.5 倍を超えない範囲が補助対象となります。ただし、新棟の補助対象面積は、解体建物の延べ面積が上限です。

	中学校面積	高等学校面積	合計面積
解体建物	2,000m ²	2,500m ²	4,500m ²
新 棟	1,800m ² 減は機能を損なわない範囲で制限なし	3,000m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲が対象 解体建物の延べ面積から 2,700m ² までが対象	4,800m ² 解体建物の延べ面積を上限に 4,500m ² まで対象

7-3-4-5 複合用途の解体建物を単一用途の新棟として整備する場合や複数の学校で共用している解体建物を単一の学校が使用する新棟として整備する場合の条件

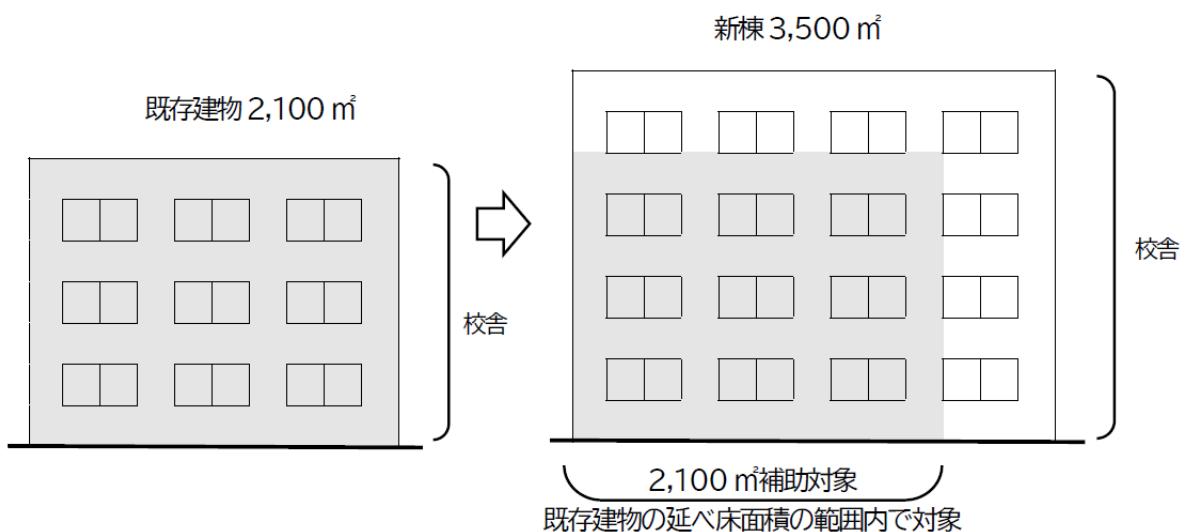
複合用途の解体建物や複数の学校で共用している解体建物を単一の用途や単一の学校が使用する新棟として整備する場合には、床面積について、解体建物のうち新棟として整備する用途や新棟を使用する学校が使用している床面積の 1.5 倍を超えない範囲が補助対象となります。ただし、新棟の補助対象面積は、解体建物の延べ面積が上限です。

	校舎面積	体育館面積	合計面積
解体建物	3,600m ²	900m ²	4,500m ²
新 棟	5,500m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲が対象 この場合、合計面積により4,500m ² までが対象		5,500m ² 解体建物の延べ面積を上限に4,500m ² まで対象

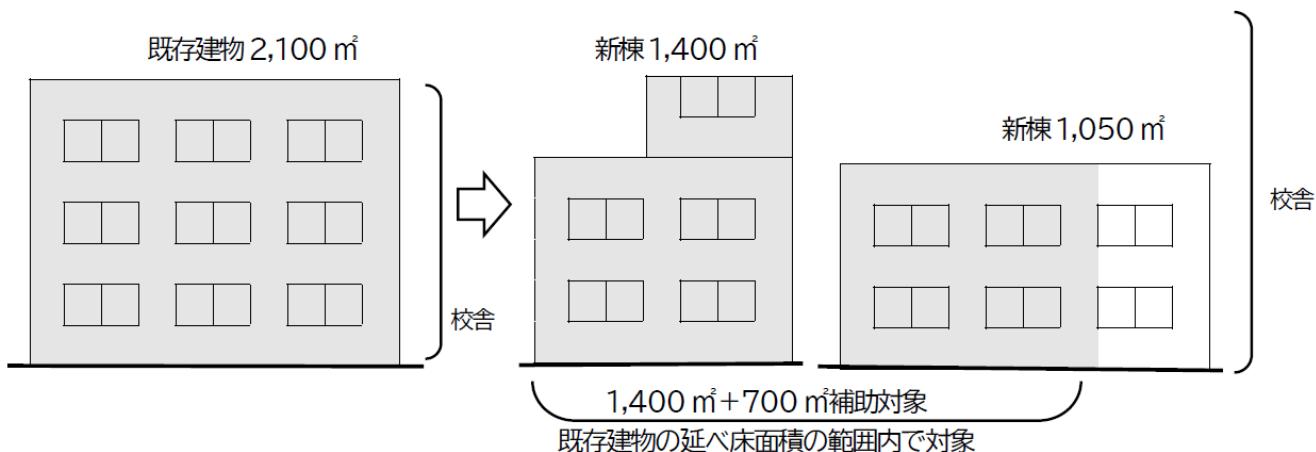
	中学校面積	高等学校面積	合計面積
解体建物	2,000m ²	3,000m ²	5,000m ²
新 棟		5,000m ² 増は既存面積の1.5倍を超えない範囲を対象 に4,500m ² までが対象	5,000m ² 解体建物の延べ面積を上限に4,500m ² まで対象

重要！補助対象面積の上限を下回る面積で新棟を整備（見かけ上補助対象面積が残っている状態）した場合であっても、当該面積をもって新たな耐震改築事業に応募することはできません。
複数の新棟を整備する場合や複合用途の施設が対象となる場合には、文部科学省への事前相談が必要です。事前相談のない事業については、応募を受け付けない場合があります。

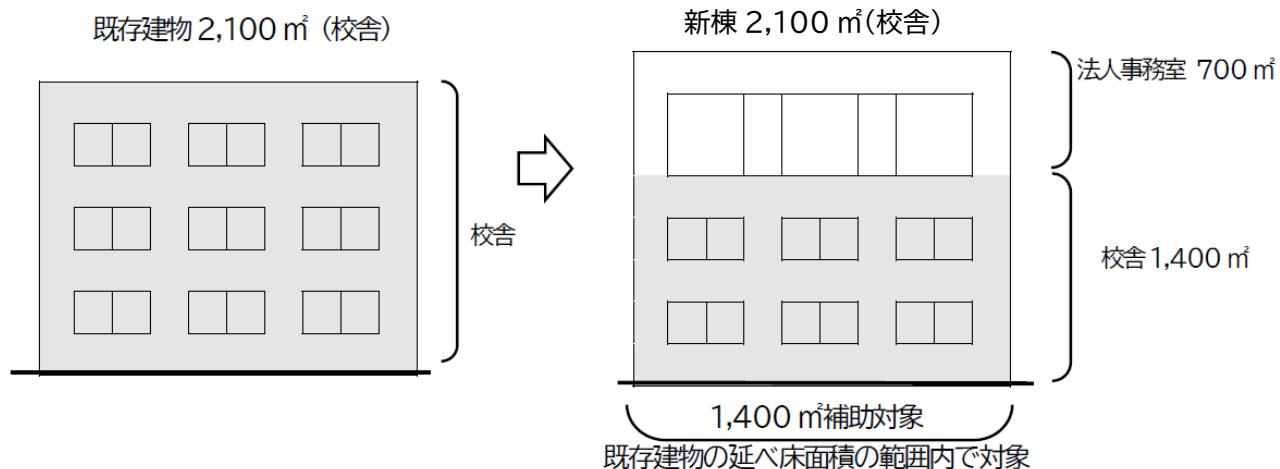
既存建物よりも面積の大きな建物を整備する場合



1棟の既存建物を複数棟に分けて整備する場合



既存建物と異なる用途の建物と合築する場合



7-4 補助対象経費

次の「7-4-1 耐震診断費」以降の要件を満たす経費が対象です。

なお、工事費については、学校施設として標準的に必要と認められる整備が補助対象となります。(建学の精神に基づく特色ある教育活動等の実施に必要な整備に係る経費は補助対象外)

新棟の経費算出については、項目ごとに補助対象内外を区分することを原則とし、躯体工事など明確な区分が困難な項目については、専用部分の面積割合・児童生徒数・施設利用率などの合理的方法によって按分して算出すること。

7-4-1 耐震診断費

解体建物に係る耐震診断費（公的機関の確認を受けるための経費を含む。）

重要！耐震診断費は、工事着工年度の前々年度支出分までが補助対象となります。

7-4-2 実施設計費

- 1) 解体建物の解体工事に係る実施設計費（アスベスト調査などを含む。）
- 2) 新棟の新築工事に係る実施設計費（測量・ボーリング調査などを含む。）

7-4-3 工事費

7-4-3-1 新棟の建設工事費

次のア～ウの経費が対象です。

- ア 躯体工事（基礎・軸組・床組・小屋組・壁体など）
- イ 仕上げ工事（屋根・天井・建具・造作・内外装・諸仕上など）
- ウ 雜工事（学校に一般的に付随するもののうち造り付けのもの・既製品であっても建物の一部として仕上げ工事等と一体で整備するもの（黒板・掲示板・物入れ等）を対象とし、工事を伴わず設置（配置）するだけの学校家具や備品類（机・椅子・ブラインド等）は対象外

7-4-3-2 新棟の周辺整備費

次のア～エの経費が対象です。

- ア 新棟と一体的な構造となっている建物出入口の階段・スロープ・庇・バルコニー・屋外階段・ドライエリア擁壁

- イ 新棟周辺の整地
- ウ インフラ（電気・水・ガス等）の配線・配管（建物外壁線から外側は対象外）
- エ レンガ・コンクリート等の各排水管（建物から第一枠への接続までを対象とし、第一枠の整備は対象外）
- 花壇・道路・排水（支線・幹線）・共同溝（建物と一体構造の接続部は除く）は対象外

7-4-3-3 工事監理費

新棟の工事監理費（補助対象となる工事に係る部分のみ）が対象です。（解体工事の監理費は対象外）

7-4-3-4 既存建物の解体工事費

次のア～エの経費が対象です。

- ア 新棟の新築工事と同じ年度に行う解体工事費（基礎・基礎杭の撤去、解体のために必要となる仮設工事（山留め・仮囲い・防音パネル・乗入構台・養生鉄板等）やインフラ等の切り回し、仕上材等の分別撤去、廃棄材の運搬・処分費、地下部取壊しに伴う埋戻し及び整地に係る経費を含む）
- イ 大気汚染防止法第18条の15に基づき実施するアスベスト調査費
- ウ 新棟の整備のために必要な、資材搬入路の確保等に直接支障となる構造物等の撤去費（土工事の掘削範囲や重機類の設置・移動範囲内にある樹木や花壇・道路・電柱・設備類等の構造物、排水管・枠・マンホール・共同溝等の埋設構造物等を含む）
- エ 原型復旧費（新棟の整備場所の解体建物の対象とならない別の建物を解体する場合の工事費は対象外）

7-4-3-5 仮設建物に係る経費

仮設建物は、新棟を解体建物と同じ場所又は隣接した場所に整備するなど、耐震改築工事の実施に伴い直ちに解体建物が使用できなくなる場合に限り、代替の建物が必要となる期間・既存建物の延べ面積を上限として、新棟の新築工事と同じ年度か前年度に限り対象とします。

重要！ 仮設建物は、新棟の完成後、速やかに解体することが必要となります。

7-5 その他の補助要件

7-5-1 耐震診断の適用基準

耐震診断方法の適用については、建物の構造・種別に応じて次の「7-5-1-1 RC造・SRC造の建物」以降に従って実施すること。

7-5-1-1 RC造・SRC造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」又は「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）を適用し、耐震診断の評価方法は「第二次診断」とすること。なお、解体建物の崩壊形式等により「第三次診断」とする必要がある場合には「第三次診断」とすること。
（「第一次診断」のみでは補助対象外）

7-5-1-2 S造の建物〔校舎等〕

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）によること。

7-5-1-3 S造の建物〔屋内運動場〕

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施
第71号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）によること。

7-5-1-4 上記以外の構造の建物等

- 1) 壁式鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法によること。
- 2) その他、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

7-5-2 地域係数「Z」の取扱い

国土交通省告示に基づき建築物の各階のI s値・q値を算出する際の地域係数「Z」は次の1)・2)いずれかの数値とすることができる。なお、各計算には同一の数値を用いること。

- 1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
- 2) **設置者の方針**により採用する1)を超える数値（上限：1.0）

7-5-3 耐震補強工事を行うことが不適当であると認められる場合の条件

7-5-3-1 構造体のコンクリート強度の評価等〔次ページ参照〕

- ア 構造体のコンクリート強度は、**解体建物からコンクリートコアを採取して実施した圧縮強度試験の結果**によること。
- イ **圧縮強度試験**は、**各階・完成年ごと**（構造上別棟の場合は別の建物として扱うこと。）に**主要構造部**（耐震壁・梁など）から**1本以上のコアを採取**し、**公的試験所等**で行うこと。
- ウ コアの圧縮強度が**10.0 N/mm²**未満の場合には、**再度コアを採取**し試験を行うこと。
再度採取するコアの数は当初分と合わせて**計3本以上**とし、それぞれの圧縮強度試験結果の**平均値**のうち、**最小値**を当該建物のコンクリート強度とすること。
なお、**コアの採取方法等**については、「**既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説2.5.1 コンクリート材料の調査**」を参考とすること。

7-5-3-2 技術的に補強を行うことが困難な場合

- ア 技術的に補強を行うことが困難な場合には、**理由書を提出**すること。
- イ 理由書には、策定した**補強計画**（7-5-4に示す**公的機関等の確認が必要**）を踏まえ、補強で生じる**課題や問題点**を明確に記載すること。

7-5-3-3 技術面・教育研究機能面等から総合的に見て補強での対応が困難な場合

- ア 技術面・教育研究機能面等から総合的に見て補強での対応が困難な場合には、**理由書を提出**すること。
- イ 理由書には、構造体のコンクリート強度の評価等や、**耐震補強を実施した場合のプラン等**（7-5-4に示す**公的機関等の確認が必要**）を踏まえ、補強を行うことで生じる技術面・教育研究機能面の**課題や問題点**を明確に記載すること。

7-5-4 耐震診断等の公的機関等の確認

耐震改築工事に係る事業計画の適正性を担保する観点から、**耐震診断結果や補強計画等**については、次の1)・2)に記載する**公的機関などの確認**を受けること。

- 1) 耐震改修計画を所管行政庁が認定する前段階の審査機関として位置付けられている公益法人・民間企業など
- 2) 構成員のうち複数が大学教授等の建築構造の専門家である審査委員会等を設置している公益法人・地方公共団体・民間企業など

[公的機関の例]

- ・既存建築物耐震診断
- ・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（事務局：一般財団法人日本建築防災協会）など

[コンクリート強度の算定方法]

※ コンクリートコアを各階ごと、完成年ごとに1本以上採取し、圧縮強度試験を実施。

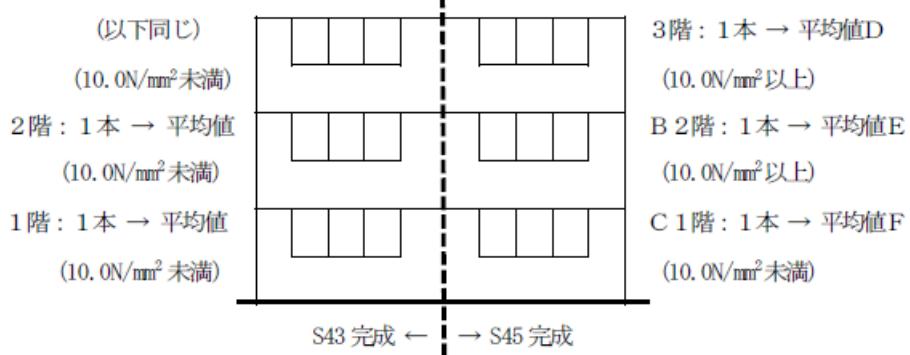
※ コアの圧縮強度が 10.0N/mm^2 未満となった場合は、再度コアを計3本以上となるよう追加採取し、圧縮強度試験を実施。

（下図は4箇所で強度が 10.0N/mm^2 未満だった場合）

※ 平均値A～F（追加採取した場合は改め平均値）の最小値がこの建物のコンクリート強度となる。

◆コンクリートコア（当初）

3階：1本以上採取 → 圧縮強度試験 → 平均値A



◆コンクリートコア（ 10.0N/mm^2 未満となった際は追加採取）

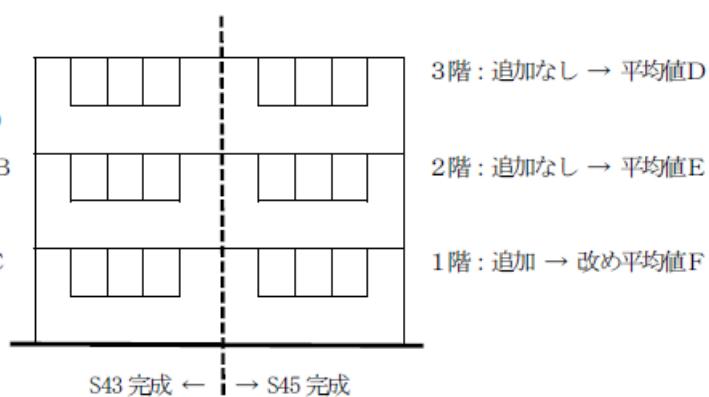
3階：計3本となるよう追加採取

圧縮強度試験 → 計3本以上の改め平均値A

（以下同じ）

2階：追加 → 改め平均値B

1階：追加 → 改め平均値C



7-6 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1/3以内
- 下限額 なし
- 上限額 なし

7-7 計画調書等作成上の注意事項

「耐震診断費」「実施設計費」を補助対象外とする場合（他の国庫補助で耐震診断を実施するなど）は、関係書類の提出は不要です。

7-7-1 計画調書 [様式 8-1]

「計画調書」について、**経費は様式 8-2 の各経費と整合を図るとともに、次の 1) ~13)**の事項に注意して作成してください。

- 1) 計画調書は、**応募単位**（2 事業応募単位を参照）**ごとに別葉**で作成すること。
- 2) 「管理責任者所属・職・氏名」欄には、解体建物を管理している者を記入すること。
- 3) 「**耐震指標**」欄は、**I s 値・I w 値**のいずれかを選択し、**棟ごとの最小値**を記入すること。
- 4) 「**水平耐力**」欄は、**q 値・C t u S d 値**のいずれかを選択し、**棟ごとの最小値**を記載すること。
- 5) 「**コンクリート強度**」（7-5-3-1 参照）欄は、当該建物の**最小値**を記載すること。
- 6) 「**構造階数**」欄は、「構造 地上階数－地下階数」と記載すること。
(記入例：鉄筋コンクリート造 地上 2 階地下 1 階の場合 → R C 造 2-1)
- 7) 「**延べ面積**」欄には、施設の延べ床面積を記載すること。なお、用途や学校ごとの面積の区分や内訳については、次の記載例を参考に面積表を別途作成すること。

[記載例]

- 補助対象となる解体建物が、中学校と高等学校の共用する校舎（2,500m²）の場合
→「解体建物 中学校：1,000m²・高等学校：1,500m²」
- 8) 「**用途**」欄では、**複数の学校や用途**で使用（予定）する場合には、**該当する全ての選択肢**にチェックを入れること。
 - 9) 「**着手日**」「**工事完成予定日**」欄は、**西暦**で月日まで記入すること。
 - 10) **3 棟以上の解体建物**がある場合には、必要事項を記載した別紙を作成し提出すること。
 - 11) 「**改築施設の避難所指定**」欄には、学校が、**市区町村や都道府県の避難所指定の有無**を選択すること。「**あり**」の場合は、「**指定自治体**」欄に避難所指定を行っている**市区町村や都道府県名**を記入すること。
 - 12) 「**補助希望額**」欄には、「**補助対象事業経費**」に**補助率と調整率を乗じた金額の範囲内**で**補助希望額（千円未満切捨て）**を記入すること。**（円単位）**
 - 13) 「**解体施設の現在の利用状況**」欄には、当該施設の現在（事業実施前）の利用状況について、**具体的かつ簡潔**に記入すること。

7-7-2 耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳 [様式 8-2]

「耐震診断費・実施設計費・工事費の内訳」の内容は、**補助対象外経費**（按分の場合も含む。）も記入し、様式 8-1（計画調書）の記載内容や入札金額等と整合を図り、次の 1) ~7) に注意して作成してください。

- 1) 「**内容・目的**」欄は、**各項目の仕様等が判別可能**となるよう簡潔に記載すること。
- 2) 「**工事明細**」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」等入札書等に記載の工事項目のほか、細目も記入すること。
- 3) 「**数量**」欄には、施工面積・幅・長さなど数量が明らかな場合には、「一式」とせず数量・単位を記入すること。
- 4) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙（様式自由）を用いて記載すること。**（1 枚に収めるための省略は不可）**
- 5) 「**金額**」欄は、**円単位**で記入すること。**1 円未満**の端数は、四捨五入せず**切り捨てる**こ

と。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。

- 6) 入札書や内訳書等の添付資料には、様式に記入した金額や数値等が容易に判別可能となるように、マーカーで線を引くなど該当箇所を明確にすること。
- 7) 補助対象となる工事費のうち、新棟の工事費が、別添（耐震改築工事の補助単価等）1（2）に定める「建物工事費算定額」を超える場合、以下の記載例を参考として「内容・目的」欄に「建物工事費算定額を超える額」と記載し、「金額」欄にその金額を記載すること。

[記載例] 実際の建物工事費が210百万円・建物工事費算定額が200百万円の場合

工事明細		内容・目的	数量	金額（円）	
工事費	補助対象	建物工事	(建物整備) ●●躯体工事 ▲▲撤去・再取付	x y	150,000,000 60,000,000 △10,000,000
			建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額についても、補助対象の工事内容は全て記載		
			補助対象工事費計 (=⑤)	200,000,000	
	補助対象外	□□工事	■■工事 建物工事費算定額を超える額 ↑算定額を超える額を記載	z	40,000,000 10,000,000
補助対象外工事費計 (=⑥)				50,000,000	



7-7-2 建物工事費調書 [様式 8-3]

別添1（耐震改築工事の補助単価等）を確認し、「様式8-3記入例」を参考に作成することとし、「特殊工事費」欄に記入する項目については、入札書や内訳書等の該当部分が容易に判別可能となるように、マーカーで線を引くなど該当箇所を明確にすること。

7-7-3 耐震診断報告書等の写し

耐震診断報告書等の写しは、耐震性能の確認に必要な部分（I s 値など）を厳選し、該当部分をマーカーで明示すること。（計算書や図面等は添付不要）。

7-7-4 計画図面等

- 1) 解体建物・新棟について、配置図・平面図・立面図等を提出すること。
- 2) 図面は、工事内容の判別可能なものの（基本計画図・基本設計図程度を想定）とし、枚数を厳選すること。
- 3) 以下に記載する要件を満たすこと。
 - ア 配置図：解体建物と新棟の位置関係を明示すること。
 - イ 平面図：用途が分かるよう室名等を付すし、解体建物と新棟で異なる用途が存在する場合には、判別可能となるように、マーカーで線を引くなど該当箇所を明確にすること。

耐震改築工事の補助単価等

1. 耐震診断費・既存建物解体費

耐震診断費・実施設計費・工事監理費・既存建物解体費・仮設建物費について、それぞれ補助対象範囲に係る経費を計上すること。

2. 建物工事費

建物工事費は、下表により算出した額（「建物工事費算出額」という。）と実際の建物工事費（補助対象範囲に係る建物整備・建物周辺整備の合計額）のうち、いずれか少額を採用すること。

$$\text{建物工事費算出額} = \text{一般工事費} (\times \text{地域別補正係数}) + \text{特殊工事費}$$

一般工事費：新棟のうち補助対象面積 × 一般工事単価

一般工事単価：建物種別単価 × 地域別補正係数

特殊工事費：立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事項目ごとに積み上げた額の合計

ア 建物種別単価

建物種別単価は、新棟の整備目的や利用計画などにより選定すること。なお、対象区分や対象施設が複数に渡る場合は、面積や単価を区分して算出すること。

（令和7年度建物種別単価）

[単位：千円/m²]

対象区分	対象学校・施設（例）		構造	単価（100%地区）
A 校舎 図書館 学生寮	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)		RC	319.0
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校			328.3
B 屋内運動場	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)		RC+S	335.2
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校		S	303.2
C 講堂	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)		RC+S	346.9
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校		S	330.7
D 支援施設	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)		RC	411.1
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校			408.9
D 支援施設	小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期)	福利施設	RC	284.7
	中等教育学校(後期)	課外活動施設		271.9
	高等学校・中等教育学校(後期)・特別支援学校	福利施設	RC	283.1
	特別支援学校	課外活動施設		270.7

イ 地域別補正係数

(屋内運動場以外)

係 数	適用される都道府県名
105%地区	北海道・沖縄県
100%地区	105%地区と95%地区以外の都府県
95%地区	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・香川県・徳島県・愛媛県 高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

(屋内運動場のみ)

係 数	適用される地区
100%地区	一般地区（下段の多雪地区以外）
110%地区	多雪地区（建築基準法施行令第86条による）

ウ 補正単価

小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校については、下表の①区分に該当する場合は、建物種別単価に②特別加算率を乗じて算定した補正単価を加算する。（100円未満四捨五入）

$$\text{補正単価} = \text{建物種別単価} \times \text{特別加算率}$$

① 区 分	② 特別加算率
A 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合	5/100
B へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）第3条に基づく1級から5級のへき地学校の場合	5/100
C 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合	10/100※
D 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する区域に所在する場合	28/100
E 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条に規定する区域に所在する場合	116/100
F 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の公害をいう。）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築を行う場合	8/100

- 当該事業がAからEまでの区分の2以上に重複して該当する場合においても、重複して特別加算率は加えられない。
- 1に掲げる区分以外に重複して該当する場合は、特別加算率を加えられる。
- ※印の率について、下表に掲げる特定の離島については、その加算率とする。

地域名	離島名	加算率	地域名	離島名	加算率	地域名	離島名	加算率	
北海道	奥尻島	22/100	九 州	中 国	16/100		沖 縄	宮古島	14/100
	利尻島	30/100		五島列島	14/100		石垣島	14/100	
	礼文島	30/100		対 馬	18/100				
関 東	大 島	20/100		壱 岐	12/100		上記以外の離島	26/100	
	三宅島	42/100		種子島	20/100				
	八丈島	52/100		大隅諸島	20/100				

備考：これらの離島と立地条件等が近似している近隣諸島を含む。

工 特殊工事費

建物種別単価には、施設ごとに標準的な仕様の単価を計上しているため、立地条件や関係法令など、個々の建物の実情に応じて必要となる工事費（特殊工事費）については、別途必要となる経費を計上すること。

（特殊工事費の例）

工事項目	具体例
地盤改良	地震時の液状化対策として、地盤改良を行う場合
敷地造成	敷地の状況により、掘削・切土・盛土を行う場合
山留	根切工事の際に、周辺地盤の崩壊を防ぐために山留を行う場合
杭	支持地盤まで杭を施工する場合
不用土処分	敷地造成などで発生した不用土を敷地外で処分する場合
受変電設備	受変電設備を必要とする場合
エレベーター	障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に施設内を移動するために必要な場合
建物解体費	補助対象となる既存建物の解体に必要な経費
仮設建物費	耐震改築工事の実施に伴い必要となる仮設建物の整備に係る経費

8 施設環境改善整備事業

8-1 空調設備等工事

8-1-1 応募書類

次の1)～5)の書類を提出してください。

- 1) 計画調書（様式10-1～10-3）
- 2) 工事予定建物の配置図・平面図（様式自由）
- 3) 工事費・実施設計費に係る入札の結果等が分かる書類や見積書の写し
- 4) 補助対象内外の算定根拠（任意様式※計画調書に含む）

8-1-2 補助対象経費

環境衛生の改善を図るために行う空調設備等の整備に必要となる、次の1)・2)の要件を満たす経費が対象です。

- 1) 教室等の空調設備等の整備

空調設備が備わっていない教室等において、熱中症の予防など衛生環境改善を図るために、既存教室等（児童生徒が日常的に利用する教室等に限る。）への空調設備等の整備や整備に伴い必然的に必要となる関連工事（空調設備等の整備との因果関係が合理的に説明可能なものに限る。）に要する経費であること。

- 2) 実施設計費（工事着工年度の前年度支出分まで対象）

[補助対象の例]

- ・空調設備の新設
- ・換気設備の新設

重要！本募集の対象は、新設に限ります。

8-1-3 補助対象外経費

改造工事を伴わない設備等の備品を購入・設置する経費は補助対象外です。

8-1-4 補助率と補助対象経費の上限額・下限額

- 補助率 1／3以内
- 下限額 200万円以上
- 上限額 2億円以下

過去に会計検査院に指摘された事例

以下の事項については、過去に会計検査院から不適切な事例として指摘を受けたものです。
今後、同様の事例が生じないよう、申請に当たっては十分ご注意ください。

番号	区分	事例
1	耐震補強	従前設置されていなかったロック等の備品を新たに購入したり、耐震補強壁等を設置した箇所とは関係ない箇所に設置されていた備品を更新したりすることなど補助対象とは認められない経費を補助対象経費に含めていた事例。
2	耐震補強	耐震補強工事に支障があるとして、汚水管の移設工事を含めて補助対象事業経費を算定していた。しかし、実際の施工においては、既設の汚水管が耐震補強工事への支障とはならなかったことから既設の汚水管を除去することなく本工事が施工されており、当該移設工事は耐震補強工事の付帯工事と認められないため、補助金が過大交付となっていた事例。
3	耐震補強	耐震補強壁を設置する同一空間の内装に当たるとして、補強工事に関連しない、実験室のトイレへの改修(衛生設備工事)等に係る経費を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
4	耐震補強	内壁の塗装に係る工事費について、特殊な塗装仕上げで施工するとして補助対象経費を算定していたが、実際の施工において、当初の仕様よりも施工単価の低廉な仕様で工事を行っていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
5	耐震補強	契約締結時の工事費内訳書における施工単価及び材料単価を増額して、補助対象経費を算定しており、補助金が過大交付となっていた事例。
6	耐震補強	諸経費等の按分において、直接工事費の補助対象の金額と補助対象外の金額の比率により按分して算定しておらず、補助金が過大交付となっていた事例。
7	耐震補強	値引き額を補助対象の金額と補助対象外の金額の比率により按分して算定しておらず、値引き額の全額を補助対象外の工事費の減額として、補助対象経費を算出していたため、補助金が過大交付となっていた事例。
8	耐震補強	工事監理に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
9	耐震補強	耐震補強工事の施工範囲に入っておらず直接関連しない廊下の床材の張替に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
10	耐震補強	耐震補強工事の施工範囲に当たらず、また補強工事に伴い防火区域に変更が生じた等の理由がなく行った防火扉の設置工事に係る経費を補助対象工事費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
11	耐震補強	体育館の耐震補強工事を実施したが、耐震補強工事とは関係のない、給排水衛生設備等の工事費用が補助対象事業経費に含まれており、補助金が過大に交付されていた事例。
12	非構造部材	食堂天井の耐震化工事を実施したが、補助対象事業経費に、天井の耐震化とは関係のない、LED照明への改修費用が含まれており、補助金が過大に交付されていた事例。
13	非構造部材	非構造部材の耐震対策(外壁改修)においては、外壁改修費用のうち、100m ² 以上の室の床面積の割合相当分が補助対象事業経費となるが、100m ² 未満の室の床面積の割合相当分が補助対象事業経費に含まれており、補助金が過大に交付されていた事例。
14	ICT活用推進事業	ICT装置としてノートパソコン及びヘッドセットを補助金で購入したが、補助要件とされている「施設の改造工事が実施されておらず、補助対象に該当していなかった事例。
15	ICT活用推進事業	ICT装置に該当しない、無線アクセスポイントを固定するための三脚スタンド(設備)の購入費が補助対象事業経費に含まれていたため、補助金が過大に交付されていた事例。
16	ICT活用推進事業	計画調書に記載しておらず、また、本件事業のICTシステムとして使用していないPC21台に係る経費を補助対象経費に含め、補助金が過大交付となっていた事例。
17	ICT活用推進事業	「予備機器として購入したスイッチやアクセスポイント等」及び「学生以外の利用に供する施設(秘書室)のスイッチ」に係る経費を補助対象経費に含め、補助金が過大交付となっていた事例。
18	アスベスト対策	アスベスト建材である空調ダクトフランジのダクトパッキンの除去に係る工事を実施したが、当該建材が、補助対象とされている「吹き付けられた石綿又は石綿を含む保温材、耐火被覆材若しくは断熱材」に該当せず、補助対象に該当していなかった事例。
19	研究設備	補助の対象とならない保守管理料、消耗品費及びソフトウェアの整備に係る経費を補助対象経費に含めていたため、補助金が過大交付となっていた事例。
20	耐震補強	補助対象となる工事の施工範囲が縮小していたが、交付決定時の事業内容を基に作成された実績報告書を提出し、補助金が過大に交付されていた事例。
21	非構造部材	非構造部材の耐震対策に關係のない老朽化した照明器具等の交換等に係る費用が補助対象経費に含まれており、補助金が過大に交付されていた事例。
22	ICT活用推進事業	教育の情報化に必要な部分以外である法人部門に係る経費が補助対象経費に含めていたため、補助金が過大に交付されていた事例。

建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続きの透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されているところであり、特に建設工事等契約手続き等について適正性及び透明性が求められているところであります。（別紙参照）

各学校法人におかれましては、補助金等の使用手続きの透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続きにより補助事業を遂行されているところでありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、別紙の事項に留意しつつ建設工事等に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）
及び「補助金等の再点検について」（抄）（参考資料1）

(別紙)

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされなければならないことが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されているところであります、これを受け、文部科学省の交付要綱または交付決定通知書において「補助事業遂行にあたっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところです。

以下、適正な契約手続き等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

1. 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業にかかる契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。

そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならい、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数社から見積もりを徴するなど、より経済的な金額であること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考]

- ・国の契約関係法令（参考資料2）

2. 入札結果等の公表について

国における建設工事等契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事等に関する透明性・客観性が求められていることから行われているものです。

補助金についても税金が使用されており、透明性・客観性が求められるのは当然のことです。この事から、補助事業にかかる建設工事等契約の場合も、国における場合と同様に、入札結果を公表することが必要です。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・競争による契約を行った場合には、全札者名及びその入札金額
 - ・競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額

- ② 公表の時期
 - ・契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間
 - ・公表を行った年度及び翌年度
- ④ 公表の場所等
 - ・補助事業者の施設内において閲覧

[参考]

- ・国における入札結果等の公表（参考資料3）

3. 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。

いわゆる「丸投げ」はこの規定に違反しております、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。

このようなことが起こらないようするため、補助事業者は一括下請け禁止について契約書に明記しておくことが必要です。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けは、建設業法において原則として禁止されている。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要がある。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること。

[参考]

- ・建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項（参考資料4）

(参考資料1)

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取り組みについて」
(平成8年12月19日事務次官等会議) (抄)

1 補助金等の再点検について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行なうとともに、各々の補助金等の実状に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・「補助金等の再点検について」

(平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会) (抄)

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準、選定手続き、建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化、透明化等を図る

○会計法

〔契約の方法〕

第二十九条の三

- においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。
- ② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
 - ③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少數で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
 - ④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
 - ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

○予算決算及び会計令

(指名競争に付することができる場合)

第九十四条 会計法第二十九条の三第五項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が五百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 二 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 三 予定賃借料の年額又は総額が百六十万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 四 予定価格が百万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 五 予定賃貸料の年額又は総額が五十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。
- 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第九十九条

会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一　国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二　予定価格が二百五十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三　予定価格が百六十万円を超えない財産を賣り払うとき。
- 四　予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五　予定価格が五十万円を超えない財産を賣り払うとき。
- 六　予定賃料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八　運送又は保管をさせるとき。
- 九　国際協力銀行、日本政策投資銀行、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十　農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものとの生産に係る物品を賣り払うとき。
- 十一　国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を賣り払うとき。
- 十二　法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を賣り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三　非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を賣り払うとき。
- 十四　罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を賣り払い又は貸し付けるとき。
- 十五　外国で契約をするとき。
- 十六　都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入又は借り入れるとき。
- 十七　開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八　事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買入れるとき。
- 十九　学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を賣り払い又は貸し付けるとき。
- 二十　産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を賣り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買入れるとき。
- 二十一　公用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に賣り払い、貸し付け又は信託するとき。

- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六

契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく一人以上の者から見積書を徴さなければなければならない。

(参考資料3)

国における入札結果等の公表

1 公表の対象

建設工事（地盤調査を含み埋蔵文化財調査を除く）、設計監理業務及び測量業務（以下「建設工事等」という。）とする。

ただし、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第1号、第2号又は第7号の規定により随意契約によることとしたもの及び予決令第99条第1号の規定により随意契約によることができる場合において、予決令第94条第2項の規定により指名競争に付したものについては、公表の対象としないものとする。

2 公表の内容

（1）一般競争に付した場合

- ① 競争参加資格の確認を受けるために申請書の提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札者氏名及び各入札者の各回の入札金額（入札者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）並びに予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額（見積者が見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額。以下同じ。）
- ④ 低入札価格調査の結果（会計法第29条の6第1項ただし書に規定するいわゆる低入札価格調査制度に基づく調査の結果。以下同じ。）
- ⑤ 予定価格等（予定価格（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した入札書比較価格又は見積書比較価格。以下同じ。）並びに予定価格の種目及び科目別積算内訳。以下同じ。）

（2）指名競争に付した場合

- ① 指名業者名
- ② 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合においては契約の相手方及び見積金額
- ③ 低入札価格調査の結果
- ④ 予定価格等

（3）随意契約によることとした場合（予決令第99条の2の規定により随意契約によることとした場合を除く。以下同じ。）

- ① 契約の相手方
- ② 見積金額
- ③ 予定価格等

3 公表の時期

(1) 一般競争に付した場合

- ① 記の2の(1)の①から④に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(1)の⑤に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

- ① 記の2の(2)の①に掲げる事項については、指名通知後なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(2)の②及び③に掲げる事項については、落札者の決定後又は契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ③ 記の2の(2)の④に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

(3) 隨意契約によることとした場合

- ① 記の2の(3)の①及び②に掲げる事項については、契約の相手方の決定後、なるべく早期に公表するものとする。
- ② 記の2の(3)の③に掲げる事項については、契約の締結後、なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争に付した場合

記の2の(1)の①及び②に掲げる事項については参照の別紙1により、記の2の(1)の③から⑤に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(2) 指名競争に付した場合

記の2の(2)の①に掲げる事項については参照の別紙2により、記の2の(2)の②から④に掲げる事項については参照の別紙3により閲覧に供するものとする。

(3) 隨意契約によることとした場合

記の2の(3)の①から③に掲げる事項については参照の別紙4により、閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日に属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 隨意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に参考の別紙5による閲覧者名簿を備え付け、閲覧者の氏名、住所等必要事項を記入させるものとする。

8 予定価格等の公表

予定価格等の公表については、当分の間、建設工事のみを対象とするものとする。

○建設業法 (抄)

昭和二十四年五月二十四日

法律第百号

(一括下請負の禁止)

第二十二条 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

○国における一括下請け禁止条項 (例)

第二〇条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

背景・課題

学生・生徒等にとっての学習・生活の場であるだけでなく、災害時の避難所機能を果たす私立学校施設の **耐震化や防災機能強化等の整備の推進** を図ることにより、**安全・安心な環境を確保** するとともに **避難所※機能を強化** する。

※私立学校の5割が指定避難所に指定

(8割の私立大学等が地域住民の受け入れや備蓄品の提供など防災拠点としての活動を予定)

「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～

(令和7年11月21日 閣議決定)

第2章「強い日本経済実現」に向けた具体的な施策

第2節 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現

4. 防災・減災・国土強靭化の推進

(2) 令和の国土強靭化の実現

「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進するとともに、安定財源確保方策の具体的な検討を行う。労務費や資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、初年度については令和7年度補正予算から必要かつ十分な額を措置する。

第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日 閣議決定）

推進施策104

- 避難所等にもなる私立学校施設の**構造体の耐震対策**完了率
93.8%【R4】→ **100%【R10】**
- 避難所等にもなる私立学校施設の**非構造部材の耐震対策**完了率
39.4%【R4】→ 65.8%【R12】→ **100%【R22】**
- 避難所等にもなる私立学校における**バリアフリー化**の整備完了率
37%【R4】→ 65%【R12】→ **100%【R22】**

事業内容

大規模地震発生時の安全確保や熱中症による事故を防止するため **耐震対策** や **空調設備** 等の整備を推進。

● 耐震対策

構造体の耐震化



耐震補強（プレス）の例

非構造部材（吊り天井・外壁など）の耐震対策



多目的トイレ

● 避難所機能の強化

バリアフリー化（多目的WC・スロープ等）



自家発電設備

屋外防災施設

● 热中症対策

空調設備・換気設備



熱中症対策

● 学校安全対策

防犯対策（カメラ・門・フェンスなど）・アスベスト対策



安全・安心で持続可能な教育環境